

『新千歳市史』編さんだより

志古津

過去からのメッセージ

Message From the past

HOKKAIDO
CHITOSE-CITY

第6号 平成19年7月

ユースホステルの歌

作詞 横山 祐吉

作曲 団 伊玖磨

山にひびく こだまの声よ

谷にせせらぐ ながれの音よ

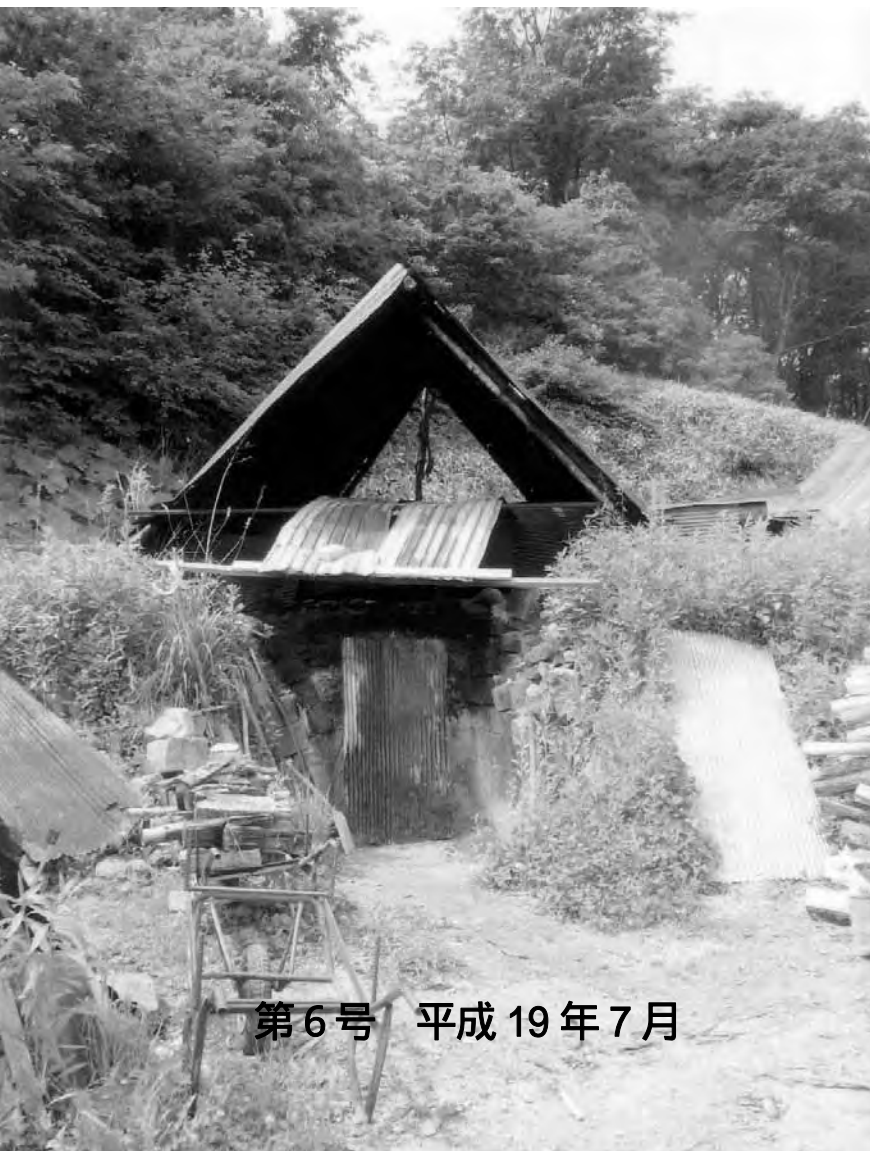
若き歌こえ 仰げよ 蒼空

雲はわきたつ 新しい道

あすの世界へ あすの世界へ

ユース ユース ユースホステル

(一番 昭和四十二年制定)



千歳市の姉妹都市

- ・アメリカ合衆国アラスカ州
アンカレジ市 昭和 44 年 4 月提携
- ・鹿児島県指宿市 平成 6 年 4 月提携



提携から 10 年後、千歳市開庁 100 年・姉妹都市提携 10 周年を記念して、友好使節団がアンカレジを訪問（昭和 54 年 9 月）



指宿市市制施行 40 周年記念式典の席上で調印式が行われた（平成 6 年 4 月）

表紙の写真（小）は、幌加の明石一高氏が所有する炭窯

あとがき

「新千歳市史」編さん進捗状況
： 38

「明治・大正の千歳を支えた新炭業」
： 大谷 敏三
： 25

「湖畔の赤い三角屋根
国内第一号のユースホステル」
： 中村 康文
： 15

「さらば収入役よ
廃止となつた収入役制度を見る」
： 東川 孝
： 4

「北の大地、千歳市に住んで」
： 伊藤久美子
： 1

目次
志古津 6号

北の大地、千歳市に住んで

伊藤 久美子

千歳市総務部税務課
(指宿市交流派遣職員)

はじめに

私が初めて北海道に足を踏み入れたのは、今回の交流のご挨拶にきた今年の三月だった。さほど多くないという積もった雪は、夢に描いた北海道の景色で、まるで桜島の灰が降ってきたことを大喜びしている観光客のようだった。火山灰とは違い、日々の生活は雪に対応した生活となる。雪への喜びに包まれてか、寒さはあまり感じなかった。想像していた以上に室内は暖かく、外気とは無関係な空間が維持されている。

まだ、二か月も経っていないのに、大変過ごしやすい土地だと感じている。もちろん、冬を過ごしていない私がコメントしてはいけないかもしれない。

今回で千歳市と指宿市の職員交流は、五回目になる。それまで友好関係を維持してきた両市が平成六年に姉妹都市提携を結び、職員交流は平成七年から開始された。三年に一度、それぞれの市役所職員一名が交換というかたちで、一年間の職務に就く。今までの交流職員は、休日には休む暇なく北海道を体感していたと聞く。仕事だけではなく、人間としても大きく成長できるチャンスだと感じている。

職員交流以外にも、青少年相互交流や両市の観光イベントへの参加など様々な形で交流を保っている。また、千歳鹿児島県人会など鹿児島出身の方々の会が作られており、南北に離れた土地ではあるが、今までの結びつきの深さを改めて感じている。

そう言いながらも、九州の最南端のまち「指宿」からきた私にとって、千歳は驚きの都市だ。北海道最大の空港と三つの自衛隊の基地があり、近くには工業団地が広がっている。と思えば、最近話題のアウトレットモールには老若男女問わず人が集まる。空港があるという利便性から、会社や工場が集まり、関わっている人々も家を構える。札幌が大都市であることはもちろんだが、様々なものが集結したこの都市は、人々を寄せ付ける何かがある。

一．姉妹都市 指宿

対照的に、私が住んでいる指宿は、観光はもちろんのこと、農業にも力をいれている。山川町・開聞町と平成十八年一月一日に合併をしたばかりだ。新生「指宿市」として、定番のサツマイモやオクラ、ピワなどの農作物のみならず、最近では温暖な気候を活かしたマンゴーやフルーツトマトなども栽培している。農家のお母さんたちが定期的にホテルなどで開く「べっぴん市」は、観光客に大人気だ。また、一年中、草木が花



写真 - 1 ソラマメ畑



写真 - 2 地熱を利用した「巢目」

折々の作物が実をつける。特に春先、出荷前のソラマメの畑では、天に向かつて実を付けている。生命力を感じることでできる光景だ。

また、豊富な泉源は、砂むし温泉という他ではなかなか体感できないリラクゼーションを作り出した。温泉が湧き出る地域では、家庭でも年中無休で温泉に入ることができる。また、熱を利用した「巢目」という自然の調理器具を今でも利用している家庭もある。巢目とは、水蒸気が湧き出るところを意味する。そこで、地元の間人は野菜や芋などを長年の勤で蒸かす。ゆで卵は、大体十分程度と教わった。電気、ガスがいらぬ省エネ器具だ。九州一のカルデラ湖でも知られた池田湖は、知名度が高い。それに加えて、その裏にある、巢目のある鰻池うなぎいけの地域もご案内すると、皆さん喜ばれる。ちょっとした観光スポットだ。指宿は地熱と密着した生活を送っているといえるだろう。

二．北海道を知る

住民も観光客も賑わう千歳市で、一番驚いたことは、お土産品の多さだ。新千歳空港では、北海道の商品が全て集まり、様々な商品が消費者

をつけるので、色とりどりの花を見ることができる。夏はキバナコスモス、冬は菜の花が街中に咲き乱れ、夏冬ともに黄色の花が市内を彩っている。そして、郊外の畑では、四季

の心をつかんでいる。特に北海道名産の乳製品や海産物は、各地の売れ筋や新鮮な直送物が並んでいる。水槽が並んでいる空港を初めて見た時は、売り手の意気込みを感じた。お菓子類に関しては、全国に名を知らしめた商品が所狭しと並んでいて、どの店も人足が途絶えることがない。毎日売り切れになるほどの商品を見ると、つつい私も手を伸ばしてしまう。お土産にもセンスが問われる時代だ。先日のテレビで、物産展の不動の一位は北海道だと報道していた。北海道ブランドの強さと北海道への観光客の興味度が現されている。定番のお土産はもちろんだが、新商品開発を絶やさぬ姿からは、いつも新鮮な北海道を知って欲しいという心が目に見える。

道外者の入り込みが年間四百四十三万人という北海道では、豊富な資源でいつでもお客様に満足を与える。観光都市としては何ともうらやましい。北海道では市街地を抜けると、あちこちで羊や馬の放牧が行われ、どこまでも続く畑では、鹿児島では見ることのできる白い花が咲いている。鹿兒島は、世界遺産である屋久島や荒波が島を



写真 - 3 砂むし温泉

削る種子島、指宿と並ぶ温泉地の霧島など多くの自然が人々を魅了する。最近、それを活かした体験型の観光も盛んになってきている。

そうした地元の良さは理解しながら、北海道との違いに少なからず戸惑う。五月後半、野原や公園にはたくさんのタンポポが花を咲かせる。冬の間、雪の下で春を待ちわびているその花は、過酷な季節を全く感じさせないほど、そつと黄色い花をつける。夏が短い分、春と秋を長く感じるができそうだ。

冬には、毎日の積雪にも対応できるよう、標識や建物などさまざまなところに鹿児島にはない工夫が見られる。

先日、北海道旧本庁舎へ足を運んだ。重々しい知事室は圧巻だった。未開の大地を、どのようにして開拓したのか。

明治時代、鹿児島出身の黒田清隆も北海道の開拓に携わっていたと学んだ。近代化した今でこそ、北海道を見聞きし、その歴史と文化を感じることができる。全く違う歴史を歩んでいるようだが、同郷の偉人が残した足跡が、千歳市の近代化に少なからず影響を及ぼしたと思うと誇らしげな気持ちになる。

三．人との出会い

千歳市の窓口の任務に就いて、毎日数多くのお客様と接する。直接市民の声を聴くことができるので、毎日が新鮮であり、気づかされることが多い。まさか、対応している職員が指宿市から来ているとは知るはずもない。周りの職員やお客様に支えられての毎日だ。ここでは、職員はもちろん、お客様もほとんど標準語を話す。道外からの居住者が多く、出入りが激しい分、標準語が自然にでてくるのだろうか。たまに、相手から北海道弁がでると、ほっとするくらいだ。

千歳市は、さまざまな場所からの出身者が集まり、それぞれを認め合って生活している。

指宿市では指宿・山川・開聞それぞれ隣接しているにもかかわらず、話す方言が違う。地元根付いた人々が今でも方言を若い人に伝えている。未だに一部の方言は聞きとれない時があるほどだ。こちらも方言で話すので、お客様と打ちとけやすい。地元を愛し、おもてなしの心を大切にす。言葉に限らず、昔から古き良きものを受け継いでいる。

千歳では丁寧な口調、言葉を使って接客するので、いつでも相手をお客様として対応している雰囲気伝わります。どんな場所、時であろうと一対一で接すること基本は何もかわらない。その場に応じた話し方をできるように、千歳の方の振る舞いを見習いたい。

この一年間は千歳市民として皆さんと共に生活をする。毎日の生活で千歳の人と話す機会も増えてきた。人との出会いで北海道人の強さ、優しさに気づかされることも多い。また、氷濤祭りやスカイ・ビア&YOSAKOI祭など千歳特有のイベントも楽しみの一つだ。

例えば、指宿のイベントは企業から協賛を受けながら、ベテランのボランティアによって支えられての開催だ。菜の花マラソン・マーチャトリアスロン、フラフェスタなど、定着したイベントが行われる。

千歳市では市民主体のイベントに加えて、企業・自衛隊が行うイベントもあるため、指宿にはない手法と内容を経験したい。そして、冬の過酷な生活や自分が今まで味わったことのない経験を通して、千歳市を深く知り、指宿の生活とのギャップに驚きながら、日々の変化を吸収していきたい。

さらば収入役よ

廃止となった収入役制度を見る

東川 孝

千歳市名誉市民

(第五代千歳市収入役)

はじめに

本年三月三十日午後五時過ぎ、第九代収入役野元和光は、任期を一年残しながら多くの職員の見送りを受けて庁舎を後にした。

これは、地方自治法の改正によって、在任特例があるにもかかわらず、平成十九年三月三十一日で収入役制度の廃止に合わせて退任したのであった。

本稿は、市三役の一人であった私が収入役の制度について、いつの時から始まり、その役割はどうであったのか、歴代収入役はどのような人だったのか等について認めたものである。

一 地方自治制度の沿革

(一) 郡区町村編成法で自治制の基礎ができた

わが国の地方自治制度は、明治維新の前・後に分けられる。

維新前は、例えば室町時代から戦国時代にかけて栄えた大坂堺のように、ヨーロッパの自由都市にも比すべき大きな自治権をもっていたとこ

ろもあるが、自治制度としての型ができたのは三新法といわれる郡区町村編成法、府県会規則、地方税規則が制定された明治十一年である。

郡区町村編成法(明治

十二年七月施行)は図

一のような仕組みである。

郡の下に町村を区画し、

これを国の地方行政区画

とすると同時に、区および

町村を自治体とした。

開拓使は、郡区町村を編成するため、新たに、九十郡区・八百二十六町村、及び札幌・函館両区ほか十九郡役所・百三十六戸長役場を設置している。

(二) 近代的自治制の発足

明治二十一年四月十七日、市制・町村制が公布された。その内容は、市町村会は、選挙による名誉職(無給)の議員をもって組織され、執行機関としては、町村会で選挙する町村長を置き、市には、市会推薦または選挙する市長・助役・名誉職参事会員で組織する合議制の参事会を設け、市長は、市会の推薦する候補者のうちから内務大臣が選任した。

この制度は、範を当時のプロイセンにとったモッセの草案を基礎としていた。当時としては、相当進歩的制度を採用したと言われている。制度は大陸型であり、「団体自治」は一応備えていたが(註一)、「住民自治」の要素は不完全であった(註二)。

なお、この市制・町村制は北海道には適用されなかった。

昭和十八年、第二次世界大戦の戦時体制強化の必要から、地方自治制度の大改正が行われた。その主なものは、次のとおりであった。

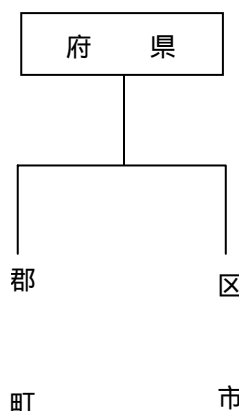


図 - 1 郡区町村編成法での仕組み

・市長は、内務大臣の任命

・町村長は、都道府県知事の認可

・都制の施行で、東京府・東京市の廃止

このように、地方自治制も戦争目的完遂のため、国家行政の一翼に組み入れられたのであったが、昭和二十年に敗戦となった。

(三) 新しい自治制と住民自治

現行の地方自治制度は、昭和二十二年に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）が施行された。

これによって、旧制の市制・町村制は廃止となった。

地方自治法は、日本国憲法の精神に沿った新しい自治制度として誕生、アメリカの地方自治制度の影響から、旧制度の中央集権的制度から地方分権的制度となり、住民自治が画期的に拡充された。

いまや地方自治法は、制定以来六十年が経過するが、この間幾度となく改正が行われてきた。最近では、平成十一年施行の「分権一括法」は、その膨大さから、明治維新、第二次世界大戦の敗戦に次ぐ、日本の「第三の改革」と言われる程の大きな改正であった。それは、四百七十五本の法律を一括公布したことから解るであろう（註三）。

さらに、平成十八年の改正は、電算化の進展、監査制度の充実等により、会計処理の適正な執行を確保することが可能になってきたことから、出納長・収入役の廃止となった。また、助役の「副市長」への名称変更についても改正された。

(四) 北海道に特別自治制が

それでは、北海道自治制の特徴を見ることとする。

ア「北海道に関する意見書」

明治二十七年五月井上馨内相（註四）が、かねて北海道の特殊

な立地条件と社会的基盤に注目し、府県と異なった制度が必要と考えて発表した意見書がある。それを要約すると、「北海道の中には、函館のように一応の市街地が形成されているところもあるが、大部分が草昧茫漠（そつまいぼうはく） 未開で発達せず、とりとめがないほど広い の開拓地で住民は税金を納める力がない。ために簡略な制度をつくり、基礎が確立するのを待つて漸次、地方行政の完成を期すべきだ」。

これによって、それまでは札幌・函館を除き、郡区町村編成法による自治制であったが、北海道には特別の自治制が布かれることとなった。

イ・北海道一・二級町村制

その特別な自治制として「北海道一級町村制（明治三十年五月二十九日勅令第五百十号）」及び「北海道二級町村制（同日勅令第六十号）」が公布された。

しかし、この一・二級町村制は、そのまま施行されず、改正を重ね、一級町村制は明治三十三年七月、亀田郡大野村ほか五か村、松前郡福山町ほか九か町に実施された。

次いで、明治三十五年四月、二級町村が札幌郡札幌村、石狩町など、六十二町村に施行された。

ここで若干、一・二級町村を比較してみよう。

町村吏員

一級町村では、助役が置かれることとなり、町村長及び助役は任期四年で町村会が選挙し、北海道庁長官の認可を受けることとなった。

また、収入役のほか、町村条例で収入役代理は、任期四年で、町村長の推薦により町村会が選び、北海道庁長官の認可を受けることとされた。

これに対し二級町村では、町村長は北海道庁長官が、書記は北海道庁

年 月	内 容
明 2 (1869) .7 " .8	蝦夷開拓使を民部省に置く 蝦夷地を北海道と称し、11 国 86 郡に分割施政
明 12 (1879) .7	郡区町村編成法施行。札幌・函館は区となる その他は郡の下に 826 町村を定めた
明 15 (1882) .2 明 19 (1886) .11	開拓使を廃し、札幌・函館・根室の 3 県を設置 3 県を廃止、北海道庁を置く
明 21 (1888) .4 明 30 (1897) .5 " .7	市制・町村制制定（北海道・沖縄は適用除外） 北海道区制・北海道 1・2 級町村制公布（施行は延期となる） 千歳郡各村のうち、漁・島松の 2 村で戸長役場を置く
明 30 (1897) .11 明 32 (1899) .8	郡役所を廃止し、札幌ほか 18 支庁を設置 北海道区制施行（札幌・函館・小樽に区制）
明 33 (1900) .7 明 35 (1902) .4	北海道 1 級町村制施行（亀田郡大野村外 5 村・松前郡福山町外 9 村） 北海道 2 級町村制施行（札幌郡札幌村など 62 町村）
明 34 (1901) .4 明 44 (1911) .	北海道会法及び北海道地方費法施行 市制・町村制は「市制と町村制」別々の法律となる（法 68・69 号）
大 4 (1915) .4 昭 14 (1939) .4	千歳村 2 級町村制施行 千歳村 1 級町村制施行
大 11 (1922) .4 大 12 (1923) .4	北海道会法・北海道地方費法改正（道会は府県会とほぼ同等の 組織となる） 戸長役場を全廃し、町村制が施行される（市 6、1 級 99、2 級 55）
昭 18 (1943) .6	北海道 1・2 級町村制廃止、全国一律の町村制となる 2 級町村は指定町村となる
昭 20 (1945) .8 昭 21 (1946) .9 " .10 昭 22 (1947) .5	終戦 府県制を道府県制と改め、北海道会法・北海道地方費法を廃止 指定町村廃止 地方自治法（昭 22 法律第 67 号） 22.5.3 施行 北海道は地方自治体となる 市制・町村制廃止（地方自治法附則第 2 条）
昭 33 (1958) .7	市制施行 千歳市となる
平 19 (2007) .4	地方自治法の改正によって出納長・収入役廃止 助役は「副市長」となる

表 - 1 北海道の自治制度

支庁長が任命し、任期は四年としている。なお、助役の制度はなかった。
町村会

議員定数は、一級町村では人口段階別に八人から二十四人まで法定、町村規則で減員できる。（としているが、二級町村では、四名以上十二名以下とし、北海道庁長官が定めることとなっている。）

一級町村では、等級選挙制が原則であるが、二級町村ではそれがない。一級町村の町村会議員の任期は六年で三年毎に各級で半数を改選するが、

二級町村では、任期二年で半数改選の制度がない。両級町村とも議長は町村長が当たる。

このように一級町村と二級町村とは、その組織運営について、いくつかの相違点がある。特に一級町村には、明治三十年の制定当初より相当に自治が拡充されているが、二級町村では、町村会に条例・規則の制定権がなく、町村費をもって支弁すべき事業についての議決権もなかった。

一方、町村長の専決権が一級町村より大きかった。例えば、軽微な事件は書面決裁で各議員の家を廻り、三分の二以上の同意があればよいとされていた。即ち、町村会の存在が一級町村に比べ、ほとんど名目的なものであったと言われている。

その後幾多の改正によって、自治制度は充実され、本州府県に適用されている市制町村制に準ずる制度になってきたが、戦雲急を告げる昭和十八年六月北海道一・二級町村制が廃止され、国民の戦時生活遂行のための組織となってきた。

二・千歳市自治の歴史

(一) 戸長役場から千歳町へ

明治十三年三月一日、千歳郡千歳村各村戸長役場が千歳村に設置、初代戸長に石山専蔵が就任した。この日が自治「千歳」のはじまりであり、開庁記念日としている。

各村とは、「千歳・長都・蘭越・烏柵舞・漁・島

「松」の六村である。

これは、明治十一年の郡区町村編成法によって、開拓使が郡区制に改め、現在の市を区として区長を、地方の郡に郡長を、各郡に戸長をそれぞれ置いた。胆振国では室蘭・虻田・有珠・幌別の四郡役所を室蘭に、苫小牧には勇払ほか五郡役所（白老・千歳・沙流・新冠・静内）を置いた。その後、明治二十二年に勇払ほか五郡役所は室蘭郡役所に合併、千歳郡は札幌郡外四郡役所の管轄下となる。

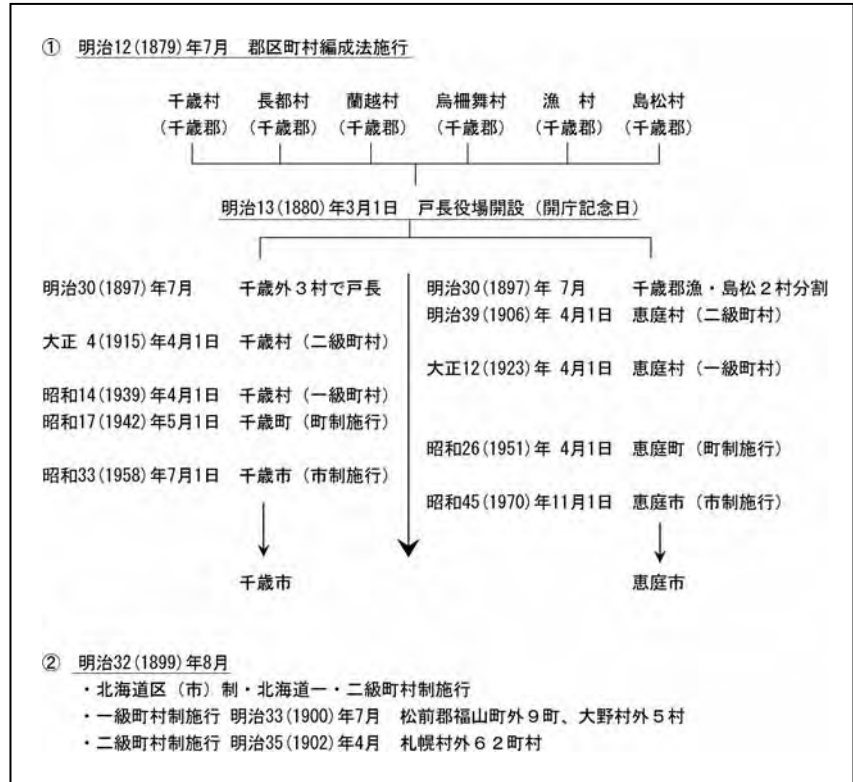


表 - 2 千歳市自治の歴史

このとき胆振支庁管内から、現在の石狩支庁管内となったのである。近代的な地方自治制の発足と言われた市制・町村制が明治二十一年に公布されたが、北海道と沖繩には適用されなかった。

その後、明治二十七年、前述のように井上馨内相の「北海道に関する意見書」によって特別な自治制が検討され公布を見たが、施行されず、幾度かの改正を得て、明治三十三年七月、ようやく北海道一級町村制が

年月	内容
明 12 (1879) . 7	郡区町村編成法施行、札幌・函館は区となる
明 13 (1880) . 3	千歳村に戸長を置き、千歳郡各村(千歳・長都・蘭越・烏柵舞・漁・島松)の事務を行う(開庁記念日)
明 21 (1888) . 4	市制・町村制制定(北海道・沖繩は適用除外)
明 30 (1897) . 5	北海道区制・北海道一・二級町村制公布(公布のみ)
" . 7	千歳郡各村のうち、漁・島松の2村で戸長役場を置く
明 32 (1899) . 8	北海道区制施行(札幌・函館・小樽に区制施行)
明 33 (1900) . 7	北海道一級町村制施行
明 35 (1902) . 4	北海道二級町村制施行
明 44 (1911) .	市制・町村制は「市制と町村制」別々の法律となる(法 68・69)
大 4 (1915) . 4	千歳村二級町村制施行(収入役設置)
大 12 (1923) . 4	戸長役場を全廃し、町村制施行
昭 14 (1939) . 4	千歳村一級町村制施行(助役設置)
昭 17 (1942) . 5	町制施行 千歳町となる(町村制)
昭 18 (1943) . 6	北海道一・二級町村制廃止。二級町村は指定町村となる
昭 20 (1945) . 8	終戦
昭 21 (1946) . 10	指定町村廃止
昭 22 (1947) . 5	地方自治法施行。市制・町村制廃止
昭 33 (1958) . 7	市制施行 千歳市となる(全道 24 番目)
平 19 (2007) . 4	地方自治法の改正によって出納長・収入役廃止。助役は「副市長」に変更(収入役は 92 年の歴史に幕となる)

表 - 3 千歳の自治制度

1 戸長

歴代	戸長名	就任年月日	摘要
初代	石山 専蔵	明治 13 年 3 月 1 日	明治 12 年 7 月 郡区町村編成法施行
2 代	秦 一明	明治 13 年 10 月 25 日	
臨時代理	石山 専蔵	明治 17 年 月 日	
3 代	太尾 長祥	明治 17 年 11 月 22 日	
4 代	下宮 良平	明治 19 年 3 月 2 日	
5 代	三木 勉	明治 20 年 6 月 1 日	
6 代	常葉 隆久	明治 25 年 2 月 8 日	
7 代	増川 兵蔵	明治 26 年 6 月 13 日	
8 代	岩田 秀雅	明治 30 年 5 月 20 日	明治 30 年 7 月 漁村・島松村分村
9 代	橋 莞爾	明治 31 年 7 月 29 日	明治 32 年 8 月 北海道区制、1・2 級町村制
10 代	岩田外喜男	明治 35 年 4 月 20 日	
11 代	福士 武美	明治 36 年 4 月 10 日	
12 代	中川種次郎	明治 37 年 4 月 20 日	
13 代	深田猪七郎	明治 37 年 6 月 1 日	
14 代	国谷清之助	明治 45 年 5 月 27 日	
15 代	川村 隆吾	大正 2 年 12 月 24 日	
16 代	間山 俊助	大正 3 年 5 月 30 日	

2 村長

初代	間山 俊助	大正 4 年 4 月 1 日	二級町村制施行
2 代	山田 旦	大正 5 年 6 月 30 日	
3 代	後藤彌次郎	大正 7 年 12 月 10 日	
4 代	山田 旦	大正 12 年 1 月 31 日	大正 12 年 戸長役場制度廃止
5 代	川合新三郎	大正 14 年 3 月 24 日	
6 代	鹿目 徳親	昭和 5 年 1 月 23 日	
7 代	清水 良作	昭和 7 年 9 月 21 日	
8 代	畠山 定吉	昭和 11 年 1 月 30 日	
臨時代理	畠山 定吉	昭和 14 年 4 月 1 日	一級町村制施行
職務管掌	高橋鋼三郎	昭和 14 年 7 月 15 日	
9 代	岡本 幸信	昭和 14 年 10 月 14 日	

3 町長

初代	岡本 幸信	昭和 17 年 5 月 1 日	町制施行（市制・町村制）
臨時代理	舛田 岩雄	昭和 21 年 11 月 7 日	
臨時代理	中川種次郎	昭和 21 年 12 月 21 日	
2 代	山崎 友吉	昭和 22 年 4 月 15 日	地方自治法施行（昭和 22 年 5 月）公選

4 市長

初代	山崎 友吉	昭和 33 年 7 月 1 日	市制施行
2 代	米田 忠雄	昭和 34 年 5 月 1 日	
3 代	東峰 元次	昭和 50 年 4 月 27 日	
4 代	梅沢 健三	昭和 62 年 4 月 27 日	
5 代	東川 孝	平成 3 年 4 月 27 日	
6 代	山口幸太郎	平成 15 年 4 月 27 日	在任中

表 - 4 歴代首長



写真 - 1 千歳村役場（昭和 11 年版村勢要覧）

施行、次いで、明治三十五年四月、北海道二級町村制が実現を見た。この間、明治三十年に漁・島松の二村が恵庭村として分村していった。こうした変遷を得て、千歳が北海道二級町村制を施行したのが大正四年四月で、このとき初めて収入役が設置された。さらに、昭和十四年四月一級町村制を施行、助役が設置された。北海道一・二級町村制が施行されてから二級になるまで十三年、一級

には何と三十九年を要したことになる。発展のテンポが遅々であったことを思うとき、当時の村長の労苦が偲ばれる。
（二）海軍航空隊の町として発展する
 大正十五年十月二十二日、村民歓喜のなか「北海」第一号機が着陸して以来、千歳は航空に夢を託し国設飛行場、陸軍飛行隊の誘致運動を進めてきた。

昭和十四年、海軍戦略の必要性から千歳に海軍航空隊が設置され、航空機の修理等を行う海軍航空廠も立地したことにより、人口は一万一千人となった。さらに、昭和十七年には、町制を施行し、千

歳町となり人口も二万四千人と膨らんできた。

海軍航空隊の開庁により、町は、都市計画の必要性から、昭和十六年四月、市街地一五三^ノの第一次土地区画整理事業の決定を得て、本町・東雲町・錦町・清水町等十町の市街地整備を実施した。

この事業で行われた道路整備のひとつが、千歳駅前

区分	歴代	氏名	就任年月日	退任年月日	在職年数	備考
一級	初代	松樹 亮溪	昭和 14 年 11 月 2 日	昭和 18 年 9 月 3 日	4	助役設置
町村	2代	舛田 岩雄	昭和 18 年 10 月 19 日	昭和 22 年 3 月 23 日	3	
地方自治法	3代	高橋 為次	昭和 22 年 6 月 30 日	昭和 34 年 5 月 2 日	1 2	助役 2 人制
		村田 貢	昭和 22 年 6 月 30 日	昭和 26 年 6 月 29 日	4	
	4代	神藤為五郎	昭和 34 年 7 月 10 日	昭和 38 年 7 月 9 日	4	
	5代	東峰 元次	昭和 38 年 10 月 1 日	昭和 50 年 2 月 17 日	1 2	
	6代	岩瀬 正人	昭和 50 年 5 月 29 日	昭和 57 年 11 月 8 日	7	
	7代	菅原 文弥	昭和 58 年 5 月 17 日	昭和 62 年 5 月 16 日	4	
	8代	杉森 一身	昭和 62 年 5 月 17 日	平成 3 年 5 月 16 日	4	
	9代	小松 裕	平成 3 年 5 月 17 日	平成 7 年 5 月 16 日	4	
	10代	松岡 信之	平成 7 年 5 月 17 日	平成 11 年 5 月 16 日	4	
	11代	鈴木 修	平成 11 年 5 月 17 日	平成 16 年 3 月 31 日	5	
12代	川端 正裕	平成 16 年 4 月 1 日	平成 19 年 4 月 31 日	3		
改正	13代	駒澤 文雄	平成 19 年 5 月 1 日	-	-	副市長に改称

表 - 5 歴代助役・副市長

七キロメートルのコンクリート舗装であった。舗装道路は千歳最初の工事で、北海道では帯広市に次ぐ二番目のものであった。

この、第一次区画整理事業が戦前から施行された基盤があつたことが、戦後のまちづくり

に大きな混乱もなく、今日の市街地整備につながつたのである。

(三) 空港と企業誘致で大きく進展

昭和二十年八月の終戦により、軍

が解隊となり、一万八千人あつた人口が約一万人に半減した。しかし、戦後米軍の進駐、民間航空の再開、自衛隊の駐屯などから人口も増加してきた。

昭和三十三年七月、待望の市制を施行し、人口四万七千二百人の千歳市が誕生した。これは、道内二十四番目の「市」であつた。

その後、新千歳空港の機能の充実、防衛施設の整備、企業の進出などから、最近の人口は九万二千人を数えるまでになつた。

市制施行から来年で半世紀。思いはいろいろあろうが、「全道一若いまち」北海道を牽引する千歳市として、さらなる伸展を願うものである。

三．収入役制度とその役割

(一) 収入役制度のはじまり

わが国の収入役制度は、明治二十一年に制定された「市制・町村制」によつてスタートした。即ち市制第五十八条に、「市収入役一名ヲ置ク収入役八市参事会ノ推センニ依リ市会之ヲ選任ス」、町村制第六十二条には「町村収入役一名ヲ置ク収入役八町村長ノ推センニ依リ町村会之ヲ選任ス」となつてゐる(註・五)。

ところが、この附則(第三百三十二条)で、「此法律北海道・沖縄県其他勅令ヲ以テ指定スル島嶼ニ之ヲ施行セ又別ニ勅令ヲ以テ其制ヲ定ム」とされ、この法律は北海道・沖縄県には適用されなかつた。

そこで、前述したとおり、井上馨内相が明治二十七年に発表した「北海道に関する意見書」によつた特別な自治制の「北海道一級町村制」及び「北海道二級町村制」が制定された。

この自治制も直ちに施行されず、改正を重ね、一級町村制は明治三十三年、二級町村制は明治三十五年にそれぞれ施行された。

したがって、北海道の収入役制度はこのとき、即ち明治三十三年の一級町村制から設置されたのである。

それでは、千歳の収入役制度はどのような過程を経たのであろうか。

大正四年四月一日千歳村外三村に二級町村制が施行され、四村戸長役

場（千歳村・長都村・蘭越村・烏柵舞村）は千歳村役場に置かれた。

ここに、収入役制度が誕生、初代収入役に三海亀蔵が発令された。

当時の資料による事務引継ぎは次のとおり。

事務引継書

今般當村長就任致候二付別紙目録通り事務引継候也

大正四年四月一日

千歳村長 間山 俊助

千歳村収入役臨時兼掌

千歳村書記 三海亀蔵 殿

當村村長ヨリ別紙目録通り事務引継相成正二受領候也

大正四年四月一日

千歳村収入役臨時兼掌

千歳村書記 三海亀蔵

千歳村長 間山俊助 殿

引継明細には、一般会計・特別会計の現金出納と未払分についての明細が記載されている。当時は、戸数七百七十八、人口三千九百三十一人となっている。

この年、初の村会議員選挙によつて十名の議員

が選出され、新しい行政

が始まった年でもあった。

収入役臨時兼掌とは、

北海道二級町村制第七十

条によつて、特別の事情

のあるときは書記に事務

を兼掌させることができ

る」となっている。

三海亀蔵は、大正四年

六月十二日付で、千歳郡

千歳村収入役として正式

に発令されている。

三海は、その後昭和二十二年まで、三十二年の長きにわたつて収入役

を務めた。制度をよく理解し、誠実に職務に精励した、人望の厚い尊敬

する先輩であつたと思う。

なお、三海家直系の子孫は、千歳市議会議員の神田聖子ほか三人が市

内に居住している。

(二) 収入役役割

ここで、収入役役割をみると、改正前地方自治法（以下「改正前法」

という）第六十八条で、市町村に収入役一名を置くことが決められて

いる。

収入役制度を設けた趣旨は、会計事務について、命令機関と執行機関

を分離し、事務の公正な処理を確保しようとするものであり、収入役は、



写真 - 2 千歳村役場吏員

前列右から、財務・税務主任 熊谷正、収入役 三海亀蔵、千歳村長 清水良作（昭和10年千歳・恵庭・廣島三村銘鑑録より）

市長の補助機関であるが、会計事務の執行について、独立の権限が与えられているところにその特色がある。

また、助役と異なり、その任期中は解職されないことも特色である（改正前法第六十八条第七項）。

収入役の職務権限は、改正前法第七十条に定められている。

- 一・現金の出納及び保管
- 二・小切手の振り出し
- 三・有価証券の出納及び保管
- 四・物品の出納及び保管
- 五・現金及び財産の記録管理
- 六・支出負担行為の確認
- 七・決算の調整

このほか、日常業務として、指定金融機関が行う収納支出事務、振替郵便貯金の取扱事務と、公金の効率的運用を図る積立金運用があった。

これらの運用で、筆者が収入役を務めていたころ、年間八千万〜一億円程度の運用益があったことを記憶している。しかし、今は経済事情も違い、当時は良き時代だったのかもしれない。

今回、地方自治法の改正（以下「新法」という）によって「収入役」が廃止、一般職である「会計管理者」を置くこととされたが、会計事務の適正な執行が前提となることには変わりはなく、会計管理者の職務権限についても収入役のそれと変更はないとされている。

これは、収入役が廃止となっても、一般職の会計管理者が事務を引き

継ぐということである。これは図2のようになる（註六）。

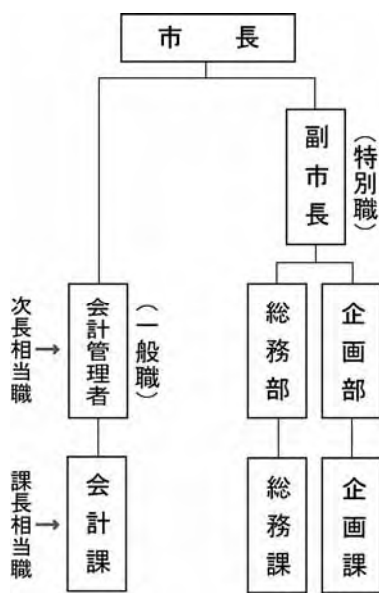


図 - 2 収入役廃止後の組織

(三) 歴代収入役

大正四年四月、初めて収入役制度が設けられ、初代収入役に三海亀蔵が就任したことは前述のとおりであるが、歴代の収入役は、表六のとおりである。この表で見ると、収入役制度は九代でその任を終えたことになる。その特徴は、

- 初代 三海 亀蔵（在任三十二年）
- 三代 新谷喜久夫（在任二十四年）
- 二代 熊谷 正（在任八年）
- 四代 富永 正（在任八年）

五代以降の収入役は、それぞれ在任三年から六年となっている。また、仕えた首長は表六のとおりである。

区分	歴代	収入役氏名	在職期間	在職年数	仕えた首長		
北海道一・二級町村制	初代	三海 亀蔵	大正 4 年 4 月 1 日 ~ 昭和 22 年 11 月 2 日	32	初代村長	間山 俊助	大正 4 年 4 月 1 日
					2 代	山田 旦	大正 5 年 6 月 30 日
					3 代	後藤彌次郎	大正 7 年 12 月 10 日
					4 代	山田 旦	大正 12 年 1 月 31 日
					5 代	川合新三郎	大正 14 年 3 月 24 日
					6 代	鹿目 徳親	昭和 5 年 1 月 23 日
					7 代	清水 良作	昭和 7 年 9 月 21 日
					8 代	畠山 定吉	昭和 11 年 1 月 30 日
					9 代	岡本 幸信	昭和 14 年 10 月 14 日
	町					初代町長	"
地方自治法	2 代	熊谷 正	昭和 22 年 12 月 8 日 ~ 昭和 30 年 12 月 8 日	8	2 代	山崎 友吉	昭和 22 年 4 月 15 日
					"	"	昭和 26 年 4 月 15 日
	3 代	新谷喜久夫	昭和 30 年 12 月 16 日 ~ 昭和 54 年 12 月 15 日	24	"	"	昭和 30 年 4 月 15 日
					初代市長	"	昭和 33 年 7 月 1 日
					2 代	米田 忠雄	昭和 34 年 5 月 1 日
					"	"	昭和 38 年 5 月 1 日
					"	"	昭和 42 年 5 月 1 日
					"	"	昭和 46 年 5 月 1 日
	4 代	富永 正	昭和 54 年 12 月 16 日 ~ 昭和 62 年 12 月 15 日	8	"	"	昭和 54 年 4 月 27 日
					"	"	昭和 58 年 4 月 27 日
	5 代	東川 孝	昭和 62 年 12 月 16 日 ~ 平成 3 年 1 月 16 日	4	4 代	梅沢 健三	昭和 62 年 4 月 27 日
	6 代	田中 哲	平成 3 年 2 月 22 日 ~ 平成 7 年 2 月 21 日	4	5 代	東川 孝	平成 3 年 4 月 27 日
	7 代	瀬川 賢	平成 7 年 5 月 17 日 ~ 平成 13 年 3 月 31 日	6	"	"	平成 7 年 4 月 27 日
	8 代	太田 正孝	平成 13 年 4 月 1 日 ~ 平成 16 年 3 月 31 日	3	"	"	平成 11 年 4 月 27 日
9 代	野元 和光	平成 16 年 4 月 1 日 ~ 平成 19 年 3 月 31 日	3	6 代	山口幸太郎	平成 15 年 4 月 27 日	

表 - 6 歴代収入役

四・消える収入役 くさらば収入役よ

収入役制度が消えると知ったのは、平成十八年に新法が公布されたときである。

収入役制度が設置された明治二十一年の「市制・町村制」から新法で廃止となったのは平成十九年三月、数えて百十九年で任務終了ということになる。千歳市の収入役設置が大正四年四月、廃止が平成十九年三月

収入役を廃止する町村が、急増している。朝日新聞社の調べでは、現在、条例で廃止しているところが全国で八十九町村。事実上、覆いてない町村を加えると百を越える。理由は行政の簡素化と「人材の確保」。

収入役廃止が自立的なところになったのは、国が地方の行革を積極的に打ち出した五十七年の臨別行革基本条例以降。全国的には三十三年に青ヶ島村（東京都）で廃止したのが最初で、その後毎年、一、二の町村で廃止がなされてきた。それが、五十八年に

不在の町村が急増 条例で廃止89にも

（宮城・聖山村）など、廃止は昨年のアラス面という一九五、六十年、六十年十、一「ない」という町村が多町村と増え、六十二年には松原、村（東京）、二巻に二十五町村を数えた。都道府県別では北海道二十、兵庫十一、山梨七、広島五など。廃止は財政規模の小さい人口一万人以下の山村、辺地、離島などの過疎地が多い。地方自治法では「市町村に収入役一人を置く。ただし、町村はできるのか」と指摘する。条例で収入役を置かず、町村

業務に支障なし、「職員2人分の人件費節約できた」

写真 - 3 昭和 63 年 6 月 19 日朝日新聞記事

であるから、九十二年間にわたって続いたことになる。

この間、職務に携わった一人として、一抹の寂しさを感じるものがある。これも時の流れであろうか・・・。

ここで、千歳市収入役制度のはじまりから廃止までを簡単にまとめてみよう。
・わが国の収入役制度は、明治二十一年市制・町村制で誕生した。ただし、この制度は北海道に適用されなかった。

・大正四年四月一日、二級町村千歳村に収入役が設置された。
・昭和十四年四月一日、一級町村千歳村に助役が設置された。収入役設置より遅れること二十四年だった。

・最後の収入役は、九代目の野元和光。
・千歳の収入役制度は、平成十九年、九十二年の長い歴史に幕を下ろした。

「収入役さんお役ごめん」 これは昭和六十三年六月十九日朝日新聞の見出しで、全国八十九町村で収入役を廃止しているとの報道がなされた（写真一三）。

このとき、収入役制度が一つの転換期にあるのかもしれないと思った。今は、静かに去った収入役に「さらば収入役よ」の言葉と、健康であることを祈念して筆を置くこととする。

（文中敬称略）

註

註一 団体自治とは、国から独立した法人格をもつ地域団体の設置を認め、地域団体として地方行政にあたらせること。法律の意義における自治をいう。

註二 住民自治とは、地方行政の処理を中央政府の干渉を排して、その地方の住民の意思に基づき自主的に処理させることで、政治的意義における自治という。「団体自治」と「住民自治」が、地方自治を支える二つの要素といわれている。

註三 成田頼明「改正地方自治法の争点をめぐって」（自治研究七十五巻九号 株良書普及会）に詳しい。

註四 井上馨 天保六（一八三五）年～大正四（一九一五）年

明治・大正期の政治家、長州藩出身、明治二十五年第二次伊藤内閣の内務大臣、明治三十一年第三次伊藤内閣の大蔵大臣を務める。

註五 俵静夫「収入役制度は、明治二十一年の市制町村制の産物である」と法律学全集「地方自治法」二〇一頁以下にある。

註六 第二法規「助役・収入役・吏員制度改正に伴う例規整備 (Reiki-Navi 2006-12)」に詳しい解説がある。

参考文献

俵 静夫 昭和四十(一九六五)年 『地方自治法(法律学全集八)』 有斐閣
田中二郎 昭和三十二(一九五七)年 『行政法総論(法律学全集六)』

有斐閣

田中二郎ほか 昭和四十(一九六五)年 『行政法講座第五卷(地方自治・公務員)』 有斐閣

久世公堯 昭和五十五(一九八〇)年 『地方自治制度』 学陽書房

南博方ほか 昭和六十一(一九八六)年 『新版行政法(三)地方自治法』

有斐閣双書

北海道 昭和五十(一九七五)年 『北海道史五巻』

北海道 昭和六十三(一九八八)年 『北海道史略年表』

宮元義雄 昭和三十九(一九六四)年 『新版・地方財務事務・理論と実際』

第一法規出版

柴田啓次 昭和三十九(一九六四)年 『北海道自治(四月～六月号)』 北海道

一・二級町村制度の変遷』

清水昭典 昭和四十五(一九七〇)年 『北見工業大学研究報告(第二巻五号)』

・戦前における北海道自治制の特色について』

成田頼明 平成十一(一九九九)年 『自治研究(七十五巻九号)』 改正地方自

治法の争点をめぐって』 (株)良書普及会

角川日本地名大辞典編纂委員会 昭和六十二(一九八七) 『日本地名大辞典

北海道上巻』 角川書店

千歳市民文芸の会 昭和六十三(一九八八)年 『千歳市民文芸 第十六号』

朝日新聞 昭和六十三(一九八八)年 「収入役さんお役ごめん」

朝日新聞社

平成十八(二〇〇六)年 『Reiki-Navi』 助役・収入役・吏員制度改正に伴う

例規整備』 第一法規出版

北岡善作 昭和九(一九三四)年 『千歳・恵庭・廣島 三村銘鑑録』

『要覧ちとせ平成十八年度版』 千歳市

『現代用語の基礎知識』 自由国民社

千歳の歴史的建築物調査

湖畔の赤い三角屋根

国内第一号のユースホステル

中村 康文

千歳市総務部主幹付主査

(市史編さん担当)

はじめに

支笏湖を見下ろす木立の中に、北欧の山荘をイメージさせるような支笏湖ユースホステルの旧館がある。

現在は老朽化が激しく、赤い屋根の色もすっかり剥がれ落ちてしまっているが、かつて「赤い三角屋根」は支笏湖のシンボリックな存在だった。

支笏湖ユースホステルは、昭和三十年、支笏湖小学校の旧校舎を改修して、日本ユースホステル協会初の専属施設として開業。それから五年後の昭和三十五年七月、全面改築した現在の旧館「赤い三角屋根」が国内の直営ユースホステル第一号として竣工した。設計したのは北海道を代表する建築家田上義也だった。

田上は、道内各地にユースホステルのほか、著名人の私邸、博物館、学校、銀行等を残し、多くの人とその建築を研究している。また、その作品が時代の流れとともに取り壊し建替えられて姿を消していく中、旧小熊邸に代表されるように、市民が存続を求め保存再生への運動が起こるなど、歴史的建築物として評価が高い。



写真 - 1 現在の支笏湖ユースホステル旧館

支笏湖ユースホステル旧館も、存続そして活用のために動き始めている。今年四月、三角屋根の有効活用を考える会「屋根裏の会議室」が支笏湖ユースホステルで開催された。建築の専門家、ユースホステル愛好者など十八人の有志が意見交換をし、その席では、四月から二十一年ぶりにペアレント（ユースホステルの管理人）に復帰した吉川悦子さんも「赤い三角屋根」への思いを語った。

千歳に住み、幾度も支笏湖畔を訪れ三角屋根に目を留めることはあっても、日本ユースホステル協会初の直営施設、著名な建築家の作品ということを知る人は少ない。

この歴史的建築物について、また、設計者の思いや施設の存続を願う人たちについて紹介する。

一．ユースホステルの歴史

ユースホステル運動の発祥はドイツである。産業革命以降、特に工業地帯では煤煙、炭塵、排気ガス等による環境悪化が激しかった時代、ルール工業地帯の近くで小・中学校教師を務めていたリヒアルト・シルマンが、子供達を自然豊かな野外へ連れ出す「長期にわたる遠足」をさせてやりたいという思いから始まった。ヨーロッパを中心に広まり、日本では、昭和二十六年、日本ユースホステル協会が創設される。

ユースホステルは、青少年に、自然の偉大さを知り愛護し保護することを薦め、世界各地の文化的価値を認識させることにより、青少年の教育を促進すること、そしてホステルに泊まることよって互いに仲間としてよりよい相互理解を深めることを目的として、国内三二〇箇所、世界各地に四〇〇〇個以上の施設を運営する、世界最大の宿泊施設ネットワークである。

北海道ユースホステル協会が設立されたのは、昭和三十年。全国の都道府県協会の中で一番早い発足であった。

発足時の会長は福山甚三郎(当時・北海道レクリエーション協会会長)、副会長に石附忠平(当時・北海道教育評論社長)、木呂子敏彦(当時・北海道教育委員会委員長)、専務理事は現在の支笏湖ユースホステルのペアレントである吉川悦子さんの夫・吉川英一である。

当時、北海道青年団体協議会の事務局長であった吉川英一と、北海道教育委員会委員長の木呂子敏彦は、互いに青年運動に関わっていたことからユースホステル運動で意気投合し、協会創設に尽力することになる。

その後吉川は、昭和四十四年まで協会の専務理事、四十五年から四十八年までは副会長を務め、支笏湖ユースホステルをはじめ、道内のほとんどのユースホステルの設置に関わる。

二．建築家 田上 義也

田上義也は、明治三十二年、栃木県那須野原で生まれ、小学校高等科一年を終了するころ東京に移り、青山学院中等科へ入学する。早稲田大学理工科に在籍していたとこの田上幸之助の影響により建築に興味を持ち、夜間の早稲田大学附属早稲田工手学校に入学し、昼は青山、夜は早稲田に通っていた。大正五年に工手学校を卒業した後は、早稲田大学理工科を目指し、夜間は早稲田高等学院で勉強し、昼は通信大臣官房経理課管轄係で建築助手として働いていた。

そして大正七年、田上は、帝國ホテルの建築事務所が建築家を募集する新聞広告を見つけた。「英語を話せる若い建築家を求む ライト」に応募し採用される。そこで世界的に有名なアメリカ近代建築の巨匠、フランク・ロイド・ライトと出会い、帝國ホテルの設計に参画しながら、ライトに師事することとなる。

大正十二年、帝國ホテルが完成し、九月一日午後、竣工披露式が予定されていた。しかし、午前十一時五十八分、関東大震災が起こる。

帝國ホテルは無事だったが、これを機に田上は、同年十一月、単身で北海道に渡る。当時二十四歳。



写真 - 2 田上 義也 (1899 ~ 1991)

田上と交流のあった現・支笏湖ユースホステルペアレントの吉川悦子さんは、田上から、「ライトと共にアメリカに渡ることも考えたが、野付半島の風倒木の景色を見て、北海道定住を決めた」と聞いている。その思いについて、小山一男著『北のまればと』によると、根釧原野を訪れ、北海



写真 - 3 ろいず珈琲館（旧小熊邸）

道という想像以上に未開の地で、極寒の自然と闘う開拓民に感動し、雪や寒さに負けない住宅建築を確立する意欲に火がついたようである。

戦前、札幌を中心に小樽や函館に、多くのモダン住宅の設計を手がけ、戦後は、学校や銀行、ユースホステル、美術館や図書館なども設計している。

代表的な作品としては、昭和二年に建てられた北海道帝国大学（現・北海道大学）農学部的小熊樺教授の私邸で、現在は藻岩山の麓に移設され「ろいず珈琲館」（写真 三）という喫茶店となっている。その他、国指定登録有形文化財に指定された函館市の旧佐田邸や、札幌北一条教会、網走市立郷土博物館（写真 四）などがある。『千歳市史』の編著者である更科源蔵の私邸も含まれ、田上が文化人との交流が深かったことも知られている。

約七十年間で、道内各地に多くの建築作品を残し、昭和三十九年には日本ユースホステル協会功労者賞、翌四十年には北海道文化賞、五十三年には北海道開発功労賞などを受賞している。

また、昭和四十五年以前会長急逝の後を受け、北海道ユースホステル協会会長に就任するほか、北海道国際文化協会会長、日本建築家協会北海道支部長、札幌市教育文化財団理事などの公職にも就いていた。平成三年、九十二歳で永眠している。



写真 - 4 網走市立郷土博物館

田上義也氏による道内の主な建築物

- ・旧小熊邸（現・ろいず珈琲館）昭和二年竣工、平成十年に解体移築 札幌市
- ・坂牛邸 昭和二年竣工 小樽市
- ・坂邸 昭和二年竣工 小樽市
- ・中山美穂主演の映画「ラブレター」のロケ地として有名。小樽市指定歴史的建造物であったが、平成十九年五月二十六日に火事で全焼した。

- ・佐田邸（現・ブレイリーハウス）昭和三年竣工 函館市（国指定登録有形文化財）
- ・旧北見教育会網走博物館（現・網走市立郷土博物館）昭和十一年竣工 網走市
- ・札幌北一条教会 昭和二年竣工、昭和五十四年移転新築 札幌市
- ・北湯沢ユースホステル 昭和三十七年竣工 平成七年解体新築 伊達市
- 《現在も営業しているユースホステル》
- ・支笏湖ユースホステル旧館
- ・美幌ユースホステル
- ・摩周湖ユースホステル
- ・オホーツク小清水ユースホステル
- ・サロマ湖畔ユースホステル
- ・室蘭ユースホステル

三・支笏湖ユースホステルの歴史

昭和三十年、北海道ユースホステル協会は、他の都道府県協会に先駆けて設立され、全国のモデルケースとなることが期待されていた。

「北海道ユースホステル運動二〇年史」によると、昭和三十年三月、同協会の常任理事会において、道内五施設がユースホステルとして決定され、日本ユースホステル協会へ指定通知が提出されている。その中には支笏地区から丸駒温泉が認定されている。収容人数は五十名、宿泊料金百五十円、朝夕食の米持参で三百円であった。

昭和二十九年、現在のユースホステルの場所にあった支笏湖小学校昭和二十四年開校）が現在地に新築移転した後、旧校舎の払い下げを受けて改装し、昭和三十年、国内最初の専属ユースホステルとして開業した。

当時のペアレントを務めていたのは、現在のペアレント吉川悦子さんの両親である木本夫妻であった（写真 五）。



写真 - 5 発足当時の支笏湖ホステル。左右が木本ペアレント夫妻（北海道ユースホステル協会提供）。

「夫の英一は北海道ユースホステル協会の専務理事を務め、その後の道内のユースホステルのほとんどの建設に関わっていました。札幌に住んでいましたが、両親が運営する支笏湖ユースに手伝いに来ていました。学校だった最初のホステルは、二つの教室を宿泊する部屋として

使い、職員室をペアレントの部屋として使っていました。一室に五人から六人泊まれたと思います」と悦子さんは振り返る。「日本ユースホステル運動五十年史」には、次のように記されている。

二つの教室を男女別の寝室に分けて床に畳を敷き、廊下と水飲み場を洗面所と炊事場に改造し、教職員室を管理人室に改造している。風呂は釜の下から直接火を焚く五右衛門風呂であった。寝室にカーテンを架け、三十組の布団を用意し、炊事用具を整えると、総費用は予算をオーバーして六十万円（募金三十万円）になった

それは、ユースホステル運動の創始者シルマンが、大勢の子供達が遠くまで旅に出かけられるためのネットワークとして、学校の校舎を宿泊施設にと発想したのと重なる。

しかし、旧校舎の老朽化は深刻なものであった。「北海道ユースホステル運動五十年史」によると、

支笏湖の千歳小学校支笏湖分教場旧校舎の払下げを受けて山口氏、吉川氏などが十万円ずつ出し資金を集め三十万円を用意、急改造したもので、相当古い施設で、吉川氏の話によると、傾きを防ぐための支え棒が何本もあり、改造によってわずかに体裁を整えただけのものではあったが、土台が腐っていたため結局六十万円もかかり、三十万円の赤字が出てしまった。家屋はただでも、当時の六十万円は大変な金額であった。支笏湖 Y H は日本最初の専属 Y H となった。その意味では貴重な施設である。

と書かれている（註一）。

その後、田上義也による設計のもと、全面改築が進められる。

昭和三十五年七月、全国競輪施行者協議会からの補助を受け、「赤い三角屋根」が完成した。

支笏湖の自然環境に調和した、欧州風のモダンな建物は、日本ユースホステル協会直営として第一号のユースホステルとなった。

昭和三十五年から三十六年にかけて支笏湖では、全国レベルの大きな



写真 - 6 昭和 35 年当時のパンフレット（発行：千歳毎日新聞社）



写真 - 7 ホステラーの集い(昭和 53 年 9 月・北海道ユースホステル協会提供)

行事が相次いで開催された。竣工直後の昭和三十五年八月に全国レクリエーション大会。翌三十六年五月二十二日には、天皇皇后両陛下ご臨席のもと、第十二回植樹行事及び国土緑化大会が開催され、同年八月十一日から十二日には、第三回国立公園大会がモラップで開かれた。

また、このころ、市が湯元権利を取得し一括し

て支笏湖周辺の温泉開発をすることとなり、各地で温泉掘削のボーリングが行われ、昭和三十五年十一月三十日、オコタンで撰氏四十五度、毎分一〇㍉の湧出に成功し、その後の観光開発の見通しが明るくなったところであった（註二）。

国内のユースホステル利用者は、昭和四十年代中頃から五十年代初めにピークを迎える。支笏湖ユースホステルも昭和四十六年から四十九年には、年間宿泊者数が二万人を超えている（表一）。

「当時、ホステラーに出す一番のご馳走はヒメマスでした。建物の前に木のテーブルを置いて、屋外でのジンギスカンもありました。気持ちよく吉川悦子さんはその頃を語る。

昭和五十六年には、本館と渡り廊下で繋がる別館が建設された。研修施設としての機能も備えたことから、宿泊者の少なくなる冬期間にも、近郊から多くの小中学生が利用することとなった。

しかし、徐々に宿泊客は減少し、平成五年度には一万人台を割り、平成十六年度は二千人



写真 - 8 櫻内日本ユースホステル協会会長との懇談会（昭和 57 年 8 月・北海道ユースホステル協会提供）
前列左から二番目田上氏、三番目櫻内氏、四番目東峰市長。

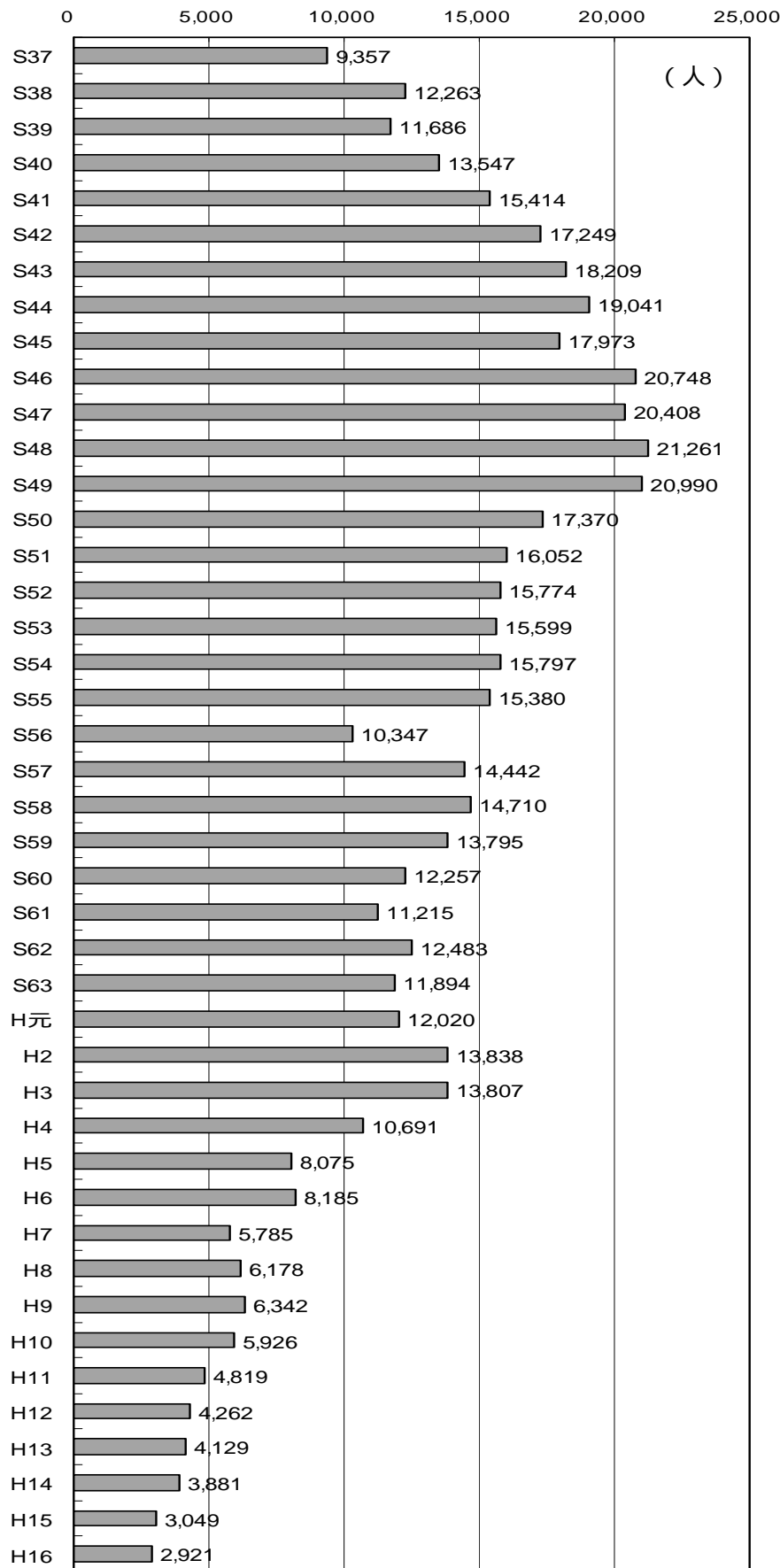


表 - 1 支笏湖ユースホステル年度別宿泊実績
(北海道ユースホステル協会資料)

台となっている。(表一)

日本ユースホステル協会による運営は、直轄から委託という形態に移
行し、現在、道内で直轄により運営されているのは北湯沢ユースホステ
ルのみとなっている。支笏湖ユースホステルも平成十六年度から、地元
のNPO法人「支笏湖まちづくり機構Neoステージ」に運営が委託
されたが、宿泊客の減少が続き、平成十九年三月に撤退するに至った。

四・建物の特徴

建物のもっとも特徴的なのは、やはり赤い三角屋根である。

「支笏湖畔に入ってきて、まず左手に赤い三角屋根が目に入る。シン
ボリックな存在だった」と吉川悦子さん。急勾配の屋根は、田上が確立し
た「雪国的造型」が意識されている(註三)。

木造二階建、延べ床面積五九八・〇平方^米。建物の平面は十字体系
で、出入口側はピラミッドのような三角の顔になっており、急勾配の屋



写真 - 9 北湯沢ユースホテル（平成 7 年解体・北海道ユースホテル協会提供）

根が地面まで伸びている。内部は、白い壁を窓枠や柱、梁の濃色な木で引き締め、食堂のカウンターやホール中央の吹き抜けに吊されているランプなどのアンティークな照明器具もモダンで趣がある。ホールの中心には二階へ昇る螺旋階段がある。螺旋階段を昇りながら見上げると、三角屋根の頂点までの吹き抜けが開放感を与える。同じく

田上が設計した、旧北見教育会網走博物館で現在の網走市立郷土博物館の螺旋階段も同じ形状である。

宿泊室にはユースホテルに欠かせない二段ベットが両側に設置され、大きな窓からいっばいの日差しが取り込まれている。

田上はユースホテル設計への思いについて、支笏湖ユース完成の二年後、昭和三十七年六月に完成する、同じく赤い三角屋根の北湯沢ユースホテル（写真 九）の設計について、次のように述べている。

設計は環況順応しつつ、さらに環況を衝動して、「その風土と共に呼吸する」と云う私の考え方を、このホテルは意図しているのです。（中略）その中心の後部から、高く碧空を切って突き上げて無限を思はせる切妻の環況を衝動

している。（中略）この作品は支笏湖ユースホテルのピラミッド型の一環としてのヴァレーションで、若く新鮮なホステラーの魂を生きと発映せしめる、北方的な造型として、南条先生（註 四）の精神を盛ったものである。

他の田上により設計された道内のユースホテルの外観を見てても、周辺の自然環境への調和にこだわりを見せている。

イタンキ浜を一望する高台に建つ室蘭ユースホテルは、全体の形状、ダクトや円形窓など船をモチーフにした特徴的なデザインである。オホーツク小清水ユースホテルは、多くの野鳥が生息し、初冬にオオハクチヨウが飛来する瀟沸湖の近くに建ち、白鳥が飛び立つようなイメージでデザインされている。平成十一年九月に閉館し取り壊されているが、札幌宮ヶ丘ユースホテルはサイロの形が特徴的だった（写真 十）。

田上は、昭和四十五年から六十二年まで北海道ユースホテル協会の会長を務め、ユースホテル運動に尽力する。

ユースホテルの設計には、住宅やその他施設への発想に加え、若者達の情熱や希望に満ちた未来をイメージした青少年育成への思いが込められている。



写真 - 10 札幌宮ヶ丘ユースホテル（平成 11 年解体・北海道ユースホテル協会提供）

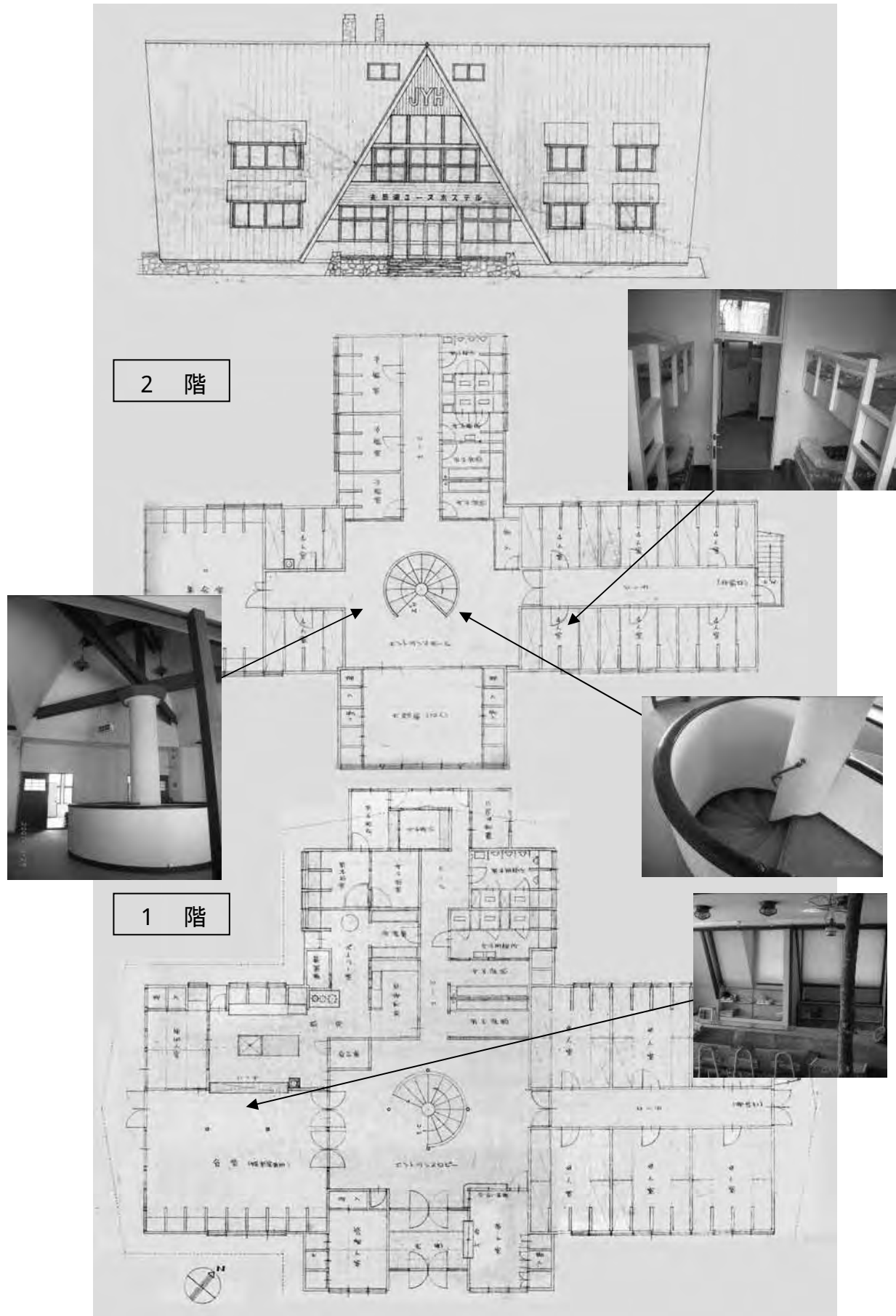


図 1 田上義也直筆の「支笏湖コースホテル新築設計図」(支笏湖コースホテル所蔵)から抜粋し、現在の館内写真を貼付

五・歴史的建築物を残す動き

今年四月から、吉川悦子さんは二十一年ぶりに支笏湖ユースホステルのペアレントを七十五歳で引き受けた。両親が日本初のユースホステル専用施設であった支笏湖小学校旧校舎時代からペアレントを務め、昭和四十六年にその後を引き継いでから六十二年三月に体調を崩して退くまで十五年間を務めた。昨年九月には、長年ユースホステル運動推進に身を注いできた夫の英一氏が逝去された。

悦子さんのユースホステル運動は「赤い三角屋根」存続への思いは強い。二十一年前に退いた後も、支笏湖を訪れるたびに赤い三角屋根が色褪せていく様を見ては、胸をかきむしられる思いだったという。また、ユースホステル発祥の地であるドイツのアルテナ城ユースホステル記念館（アルテナ城は世界最初のユースホステルで現在も利用されている）を訪れ、館内で日本の第一号ユースホステルとして紹介されていたのを目にし、「世界に恥じない建物として、後世に残さなければならぬ」と心に誓ったという。

屋根も壁も色褪せ、天井も床も傷みが激しい「赤い三角屋根」は、早い段階での修復が求められている。宿泊施設として使えるまでに再生するには困難な状況であるため、その他の有効活用について模索中である。同じく田上が設計した建築物の存続運動には、平成七年から協議が始まった旧小熊邸がある。保存のための市民運動は約六千三百名分の市民の署名を集めたという。平成九年に移築保存が決定され、平成十年、札幌藻岩山の麓に喫茶店として再生した。

また、室蘭ユースホステルもペアレントの呼びかけから、商店街、町会、市議会議員、商工会議所、観光連盟などからなる支援グループ「守り育てる会」が結成され、募金活動や市、企業などの協力を得て改修し

存続を果たしている。

今年四月二十一日、支笏湖ユースホステルに大学教授、建築事業者、学生、市観光連盟職員など十八人が集まり、「赤い三角屋根」の有効活用 アイディアや傷み具合・改修方法について意見交換がされた。コンサート会場やギャラリーなど支笏湖を訪れた人や地域の人たちへの開放など、ペアレントと賛同する有志たちによって、支笏湖のシンボル「赤い三角屋根」再生の検討が始められている。

意見交換の場に参加し、ユースホステルにも初めて泊まった。ただの「安い宿」との違いは、宿泊者が集う交流の場所があること。

ユースホステルの父シルマンは、「自然を愛し、団結する喜びの中に世界を歩き、お互いが助け合う精神の中で、よりよい個人が生まれ、役立つ人間が完成する」と書いた額を家の中に掲げていたという（註 五）。

人間関係が構築できず、青少年による「いじめ」や自殺、家族の殺傷事件などが多発する昨今、人とふれあい、自然とふれあう機会は重要である。支笏湖ユースホステルは絶好の自然環境に囲まれ、青少年の健全育成のシンボルとしても期待したい。

（文中敬称略）



写真 - 11 改修が必要な支笏湖ユースホステル旧館

本稿の執筆にあたり、支笏湖ユースホステルの吉川悦子、吉川英之両氏、北海道ユースホステル協会事務局長中村誠氏、網走市立郷土博物館から貴重なお話、写真・資料をご提供いただきました。改めて厚くお礼申し上げます。

註

註一 「YH」はユースホステル、「山口氏」は当時の道協会理事・北海道

青年団体協議会委員長の山口良明、吉川氏は吉川英一。

註二 『増補千歳市史』八三四〜八三五頁より。

註三 「雪国的造型」は南面を大きく開口し、垂直性を強調する南面から北側に大きく屋根を吹き下ろす形態。単純に形態だけでなく、敷地の正しい認識と生活を生き生きと表現する建築であること、造型とは美と技術の両面から達成されるべきと唱えている（角幸博・越野武著「建築家田上義也の戦後の建築活動」より）

註四 「南条先生」とは、昭和三十四年に日本ユースホステル協会の会長に就任した北海道出身の元建設大臣、南条徳男氏である（北海道ユースホステル運動二十年史」より）。

註五 「日本ユースホステル運動五十年史」より

参考文献

井内佳津恵 昭和十四（二〇〇二）年 『田上義也と札幌モダン』

ミュージアム新書

角幸博 平成十一（一九九九）年

『建築家田上義也（一八九九〜一九九一）の戦後の建築活動』

日本建築学会大会学術講演梗概集

平成十（一九九八）年 『田上義也〜雪国的造型を求めた北の建築家』

月刊・住宅建築 建築資料研究社

小山一男 昭和五十二（一九七七）年 『北のまればと』 現代出版社

財団法人ユースホステル協会 平成十三（二〇〇一）年

『ユースホステル運動五〇年史』

財団法人北海道ユースホステル協会 平成十七（二〇〇五）年

『北海道ユースホステル運動五〇年史』

財団法人北海道ユースホステル協会 昭和五十（一九七九）年

『北海道ユースホステル運動二〇年史』

千歳市 昭和五十八年 『増補千歳市史』

明治・大正の千歳を支えた薪炭業

大谷 敏 三

千歳市総務部主幹

(市史編さん担当)

Key Word 薪炭 炭窯 焼き子 小学校 川船

はじめに

千歳市街から西方に約五^{キロ}のところに千歳川の支流内別川がある。わずかに二・五^{キロ}程の清冽な流れの川である。水源では伏流してきた水が、毎分九十^{リットル}ほどが音をたてて湧水している。水質が良く、水量が多いことから千歳市民の飲料水として利用されている。千歳市の水道事業のため合流点近くに堰が造られ、サケの遡上を見ることができなくなった。

昭和三十八

(一九六三)年、内別川下流右岸で二振りの蕨手^{わらびて}刀が発見された。これを契機に早稲田大学の桜井清彦らによってなされた発掘調査では、八世紀

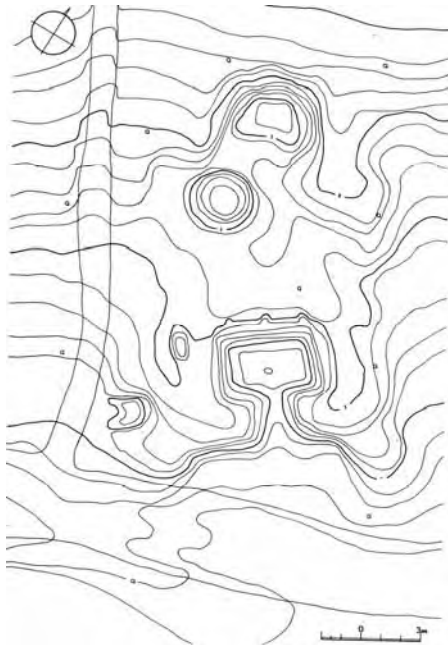


図-1 炭窯実測図(角窯)

の東北地方の北半の金属器をともなう二十八基の墓が発見された。副葬品に見られる金属製品は、蕨手刀のほか横刀、刀子、環など二十三点におよぶ。移入されたこれらの製品は、東北地方北部の末期古墳の副葬品との類似性が強い。

昭和四十年代後半この土地の所有者がこの川の流域にゴルフ場建設を計画したことから、千歳市教育委員会は五十年から三か年にわたって埋蔵文化財の分布調査を実施した。

この調査で、内別川から縄文早期からアイヌ文化期にいたる多くの遺跡が発見された。この調査結果にもとづき、昭和五十四年に流域を含む百四十六^{ヘクタール}が国の史跡に指定され、内別川流域は保全されることになった。

調査では当初予想していない、苗別川流域から北信濃、ウサクマイ台地にいたる沢沿いや台地上から近代の多くの炭窯跡が発見された。

平地に炭窯、土取りしたと思われる窪みなどが残されていた。

発見された炭窯は角窯(図一)と丸窯(図二)の二つの形態があった。森林に覆われた広い調査地域の中で、調査は必ずしも充分なものでなかったが、それでも角窯四十三基、丸窯四基の計四十七基が確認された(註一 図三)。

沢に沿って幅二^{キロ}程の林道が発見されたが、これは製炭材や薪炭の運



図-2 炭窯実測図(丸窯)



図-3 内別川流域の炭窯の分布

千歳地方でも炭が焼かれていたかどうか不明であるが、千歳川会所使用の薪について、勇払場所支配人山田屋仁右衛門の「勇武津御場所諸願諸届留」に次の願書がある。

乍恐以書付奉願上候

一 薪 千二百石

内千間 ユウフツ会所並漁場焚用分

貳百間 千年川会所焚用分

右八明戌年焚用分アヘラ（筆者注「安平」）

並千年川山ニオイテ伐出シ申渡シ奉存候間何卒格別之以御慈悲願之通被仰付被成下度願上候以上

ユウフツ御場所

支配人

（文久元年）

酉十一月

元三郎

ユウフツ

御詰会所

搬のために造られたものである。それらの炭窯跡の数は、薪炭作業に従事した人々の存在を想起させるに充分なものであった。

一. 江戸時代

仙台藩の玉虫忠義が勇払から千歳を通ったのは、安政四（一八五七年）の九月六日であり、その記録『入北記』（註 二）に、途中の今の植苗あたりには炭焼きが住んで、窯二か所ばかりがあったと記している。勇払勤番所や会所などの需要のためであったらしい。

右のうち漁場焚用とあるのは、タルマエ沿岸（苫小牧錦岡）の鰯漁場の盛期でもあり、鰯を煮て、油と糟を採るための燃料が大部分であったろう。

千歳会所焚用の薪は千歳川山から伐り出されたようであるが、千歳川

山とは、会所に至近の山であったろうから、現在の青葉公園や航空自衛隊千歳基地のあたりの山が考えられる。

二．官林の開放

千歳で早くから木炭を消費していたことは想像されるが、記録としては、明治十四年明治天皇ご巡幸の際、用意した木炭があった。

明治三十年、「北海道国有未開地処分法」により、開発に成功すれば土地取得は無償で、制限面積も農耕地で百五十万坪（五百^{ヘクタール}）、牧畜地で二百五十万坪（八百三十三^{ヘクタール}）と大きく拡大された。しかも立ち木も無償付与だった（註 三）。

千歳の製炭のはじまりは定かでないが、明治三十年に御料林の造材が始まったと言われるから、造材の跡地に製炭の業者の入るのも明治三十年代の初期と考えられる。札幌という消費地に近く、千歳から木炭を運んでいても価格が引き合うようになったのであろう。

この頃からドロノキを原料とするマツチの軸工場、明治三十年には小阪軸木製造工場、三十一年には寺尾軸木製造所、三十二年に扇榭軸木製造所などがママチ川周辺に相次いで建設されている。しかし、最盛期は明治三十四年で材料となるドロノキが伐りつくされると同時に三十九年閉鎖せざるをえなかった。

長都に入植した戸田甚吉の追憶記によると、明治三十四年、開拓の邪魔ものになっていた森林を、それまで切り倒し、ただ焼き捨てていたが、冬場の仕事にはじめて炭に焼いて札幌へ馬で運び、現金収入を得たという。

また、この年、近唐（現在の協和）に入植していた人々も、カシワの渋皮からタンニンエキスを採ったあとの木を炭に焼きはじめたという。

アウサリ（現在の駒里）でも、入植者たちは明治三十五年頃から、東京の桜組が早来にかシワの渋皮からタンニンエキスを製造する製渋工場をつくったが、渋皮を採ったあとのカシワを炭に焼いた（註 四）。製法も窯から焼いた木を出し、それに土をかけて炭にする消し炭に似た方法であった。

明治三十六年の新保鉄蔵の「西田土蔵止宿泊」の中に、木炭が取り扱われ、一俵十四銭と記されている。

明治三十六年、祝梅に入植した荒川浅治も開拓のかたわらその後炭を焼きはじめた。

河野常吉の聞書「胆振国」（註 五）によれば、千歳の製炭業は明治時代、その盛況が過ぎ、原木が減少してくると、山林の解除があり、どうやら業が継続できた。以前には作業を簡単にするため大木を丸切りにしてそのまま、かま入れにして焼いたが、これは炭量の歩どまりが悪く不経済であった。樹木が少なくなつてからは、丸太を小割にして焼くように変わった。

「千歳外三ヶ村沿革史」（註 六）によると、明治三十九年の木炭生産額は百二十万貫であった。

この年の炭窯の数は不明であるが、千歳外三村の明治四十一年度における村費賦課額中「炭窯割」の予算は、炭窯数二百基、一基につき一円二十銭の計二百四十円となっている。明治四十年前後には二百基前後の炭窯が経営されていたと見られる。

千歳においての製炭の最盛期は第一次世界大戦頃である。大正三年、道は炭窯補助規定をつくり、木炭改良講習会を開くなど農家の副業として製炭を奨励している。千歳では、第一回講習会を大正三年十一月二日から十二月十八日まで、翌年にはアウサリで十一月七日から十二月四日

まで行われている。窯も改良され、槽崎式というのが多く造られた。大正の初め頃の木炭一俵の値段は、山元でナラ炭が十五銭程度にしかならなかったが、大戦が終わった頃には

一万坪ヨリ炭凡二万貫（即二千俵）ヲ出スベシ、炭一俵ニ対スル立木代凡五十銭余ニテ、二千俵ニ対シ金千円ナリ。大抵二竈ヲ築キ一ヶ年二焚キ尽スベシ、山元ニテ槽一俵一円十銭、イタヤ一俵一円五十銭に売ルベシ、平均一円廿銭トセハ、総炭代二千四百円ニテ、立木千円ヲ差引、千四百円ノ収入ナリ

との状況であった（註 七）。

三、「山神」の碑

長都神社境内に現存する「山神」の碑は、明治三十八年十一月十五日となっている。これは、長都地区に入っていた專業製炭者、その焼き子などの関係者が作業の安全を祈って建てたものである。この碑の台石には次の二十四人の名が刻まれ、当時の盛業を偲ばせる（写真 一）。

正面

發起人 天野兵太郎 大川原春吉 藤原仁太良 青田甚吉 白石勝太良

新築請負 小田部喜一郎

向って右側

又村右五郎 小林市次郎 佐藤豊太 村上万吉

工藤惣吉 岩本米造 藤ノ亀太郎 長谷川与次郎



写真-1 「山神」の碑

白石得乃助

向って左側

大野慶三郎 大川原一美 浜本岩次 宮本松太郎

矢羽場善助 朝里太郎 山口新八 大橋大七 川岸米造

神出杉雄が父寛から聞いた話によれば、明治四十四年に長都に入植した祖父は当初、田も畑もない鬱蒼とした雑木林で、それを切り開いて、まず住む小屋を建て、粘土で窯を造って炭を焼いていたといふ（註 八）。

四・泉沢

明治四十五年三月、札幌の岡田幸三がママチ一〇〇九番地の官林払い下げをつけ、同年七月十七日、これを千歳村の渡部寮蔵に譲った。この山を渡部栄蔵が大正三年に相続した。

また、この頃と思われる時、厚真村の永田仙松が、その奥隣地の一〇五〜一〇〇八番地の山林を東京などの所有者から買い造林した。「胆振国」によると、永田の造林は約五年間で、これを渡部栄蔵と札幌の林覚蔵が買い、残木を製炭業者に切売りしたという。ママチ一〇〇五・一〇〇六番地は他に売られた。

ママチ一〇〇七〜一〇〇九番地の山林は、現在の泉沢向陽台である。戦後、学校林として一部を植林したウソップサルン沢に、大正七年測量の五万分の一地形図では沢の左岸に二軒、下の両岸に一軒ずつ、計六軒の製炭者の家と思われる記号がある。

当時このあたりから、後に北海道の教育長となった二本木實が通学していた。二本木の父は、本州から、製炭業のために来たらしく、その後、苫小牧の三百万坪の方に移動した。

昭和六年五月、江別町は、ママチ川上流のママチ一〇〇七番地、一〇〇八番地の山林を佐久間庸一から、ママチ一〇〇九番地の山林を渡部栄蔵から買収した。これは江別町が薪炭の供給を図ってのものであった。

江別町はママチ川の町有林において、近藤伝蔵を現場主任として製炭の直営を図った。窯二基を築き、同年五月十七日、製炭清式（よめ）を行って焼きはじめたが、事業はうまく進まなかった。

江別町は直営をやめ、薪炭材の欠乏から衰えはじめていた千歳などの製炭業者に、翌十三年からは年々二十〜四十（%）の立木を売買契約し、代金は木炭で納めさせた。江別町有林では宮本宮七、荒川作次、北岡吉太郎、戸田重義などが製炭を行った。

ここを千歳市が江別市から買収したのは、昭和四十五年九月であった。荒川作次、戸田重義などの人々が製炭を続けたが、泉沢開発が進んで製炭を中止した（註九）。

五・学田

現在の北栄、北斗の沢を中心に学田があった。学田は、明治十三・十四年に開拓使がおこなった施策で、自治体に山林や海産干し場などを与え、土地や海産干場はその貸賃、山林は薪炭材の払い下げ代などで学校の経営に図らせた。昭和十一年作製の「千歳村有林施業要領」に、旧北海少年院裏を含み国道三十六号線の両側に広がる百六十九・三七（%）の山林図があり「学田団地」と記されている（註十 図四）。

学田の恵庭寄り隣地、千歳村七一八番地の原野約百九十四町歩は、明治四十年、小樽区入船町八〇番地丹原金五郎から、横浜市尾上町三丁目二七番地の田沼太右衛門が買いとっている。河野常吉の「胆振国」によると、丹原は払い下げ代金を支払えずに売ったとある。田沼は枕木として立木を売り、後、大正十年九月、その残木をも売った。買い手は更に、立木のまま売り、それを買った者が製炭を行った。

「胆振国」によれば、大正の初めころには、山林所有者は林地の立木を一万坪くらいに切り売りするようになった。一万坪が約五百〜六百元、

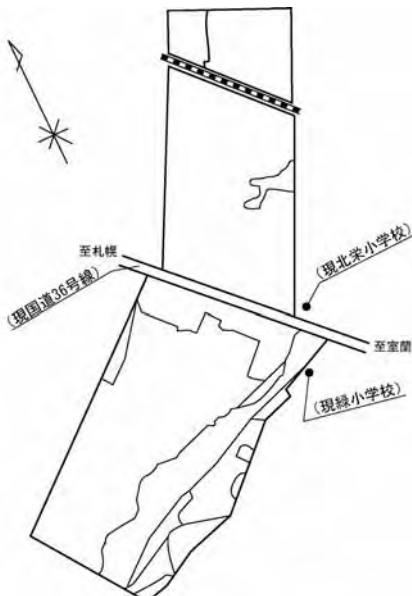


図-4 学田団地
昭和53年広報ちとせ10月号「市史つれづれ」より

木の値が次第にあがり最高で千円以上にもなった。製炭業は千歳村の経済に活気を与えていたが、原木がなくになると専業者の多くは他の適地を求めて転出し

ていった。

大正八年七月調整の「千歳村ノ状勢」などによれば、大正初め頃の木炭の生産高、価格（表一）と、製炭窯、戸数、人口は次のとおりであり（表二）、大正七年には三百十基の炭窯があった。

この頃、大正八、九年に、中川種次郎も、学田の約四十町歩に、窯を七、八基ほどもって製炭を経営した。苫小牧の三百万坪が開放された大正六年頃、北栄の村有林である学田の立木が払い下げられ、北岡吉太郎は大正十二年九月から同十月まで、ここに窯四基を築いて製炭に従事した。ほか

に熊次郎の兄である竹内弥四郎も入っていた。この学田は全くの原始林であった。

学田の次の谷（ポロコツ）の方に木滑の山があつたが、明治三十年頃に伐られたらしく、この二次林でも炭が焼かれていた。北岡吉太郎は、つぎに大正十五年（昭和元年）から昭和三年まで、この学田と国道の間にあつた美唄の伊藤冬治の山林三十六町歩を炭に焼いた。

学田の立木は、幾度か薪炭材として払い下げられたが、昭和十一

	大正 4 年	大正 5 年	大正 6 年
生産高	2,574,000 貫	2,637,000 貫	2,718,000 貫
価格	90,090 円	118,655 円	271,800 円

表-1 木炭の生産高と価格

	大正 4 年			大正 5 年			大正 6 年			大正 7 年		
	窯	戸	人	窯	戸	人	窯	戸	人	窯	戸	人
専業	76	68	204	91	71	222	159	131	422	159	130	
兼業	210	193	521	202	194	573	143	137	381	151	137	
計	286	261	725	293	265	795	302	268	803	310	267	

表-2 木炭の窯数、戸数、人口の推移

年以後何故か学田の文字は見られない。二十一年には、単なる地番字千歳七四六、管理方法は『共同薪炭備林』とある。

学田の増減については、昭和十七年に旧北海少年設立に際して一部が寄贈された。戦後の昭和二十二年から二十四年に一部が自作農創設特別措置法により国に買収された。ついで昭和二十八年暮、それまで一年間貸付していた旧学田の一部は保安隊方面地方建設部に買収されている（註 十一）。

六・炭焼きと学校

製炭者の悩みの一つは、市街から離れた山中に住むことが多く、日常の買い物をはじめ病氣治療、児童の通学などであった。ユーマイ沢において、製炭の最盛期に、双子の新生児をつぎつぎに死なせ、その子らの母親がその後を追って病死するという痛ましい出来事があった。

ユーマイ沢の水源から百程行った盆地を、千歳さけます孵化場から恵庭市街に通ずるいわゆる「ふ化場道路」が通じている。この道の西側に、この地区の製炭に入った炭焼きの子弟のための教育施設が設けられた。

この学校で学んだ竹内熊次郎やその他の人々の記憶によると、炭焼きの戸数は四十、五十戸で、家々は五町から十町ほど離れて暮らしていた。昭憲皇太后が亡くなった頃（大正三年）で、千歳小学校の分教場の施設で室が一つ、先生は千歳小学校籍の三十五、三十六歳の杉本叶という人であった。

生徒は三十人くらいで学校はそこに五、六年あった。学校には釣瓶井戸があり、太い木の校門が終戦の頃まで残っていた。学校のそばには内山という雑貨店があった（図五）。

ここの運動場に千歳小学校から児童が遠足していったこともある。こ

の部落の神社は学校の裏の西の丘にあった。祭りの時は角力があり、一力という角力名で若い頃の初代市長山崎友吉もここで相撲をとったものである(註 十二)。この学校がいつ設置されたかについては、明治三十四年近唐簡易教育所の堀常衛門校長の息子昌治によってもたらされた次の文書によって、大正三年一月と判明した。



図-5 ふ化場道路略図
平成2年広報ちとせ10月号「シリーズ道」より

念証

大正三年二月十九日附ニテ千歳村蘭越教授所ヨリ幣館ニ掛図納入スベク御用有之候モ同教授所八本年一月ヨリ新設ニシテ未夕学校印出来無之候為納入御用命ノ証トシテ千歳郡近唐教育所印ヲ押捺致候モ代金其他一切ノ切ノ取引要件ニ関シテ八近唐教育所並管轄千歳戸長役場ニ決シテ御迷惑相懸ケ不申候ニ付後日ノ為念証一札差入レ仍テ如件

大正三年二月二十四日

東京都浅草区千束町三丁目

百二十七番地

合弁会社 徳道館店員

円道 良雄

堀常衛門殿

この念書は、東京の徳道館という名の店が、近唐教育所の堀校長宛に書いたもので、大正三年二月十九日に蘭越教授所に掛図を納入したが、同年一月の新設校のため学校印がなく、代印として近唐教育所の学校印を借用した。だが、代金その他取引件に關して近唐教育所に決して迷惑をかけないとするものであった(註 十三)。

この千歳尋常小学校分教場「蘭越教授所」は、竹内熊次郎の記憶によると大正六年前後で廃校になったようである。

大正十年頃、熊次郎は内別川上流のふじやの山七十町歩の立木を買って製炭した。

大正十二年頃、現在の飛行場の所にも七十町歩ほどの山を持ち、そこに炭窯を六、七基築いて仕事を始めようとして召集された。あとを兄が引き受けたが、ほとんど炭を焼かぬうちに、海軍に買収された。

七・三百万坪

新千歳空港から南西に、支笏湖に近い苦小牧営林署の丸山地区に至る間の山林を「三百万坪」、略して「三百万」とも言われてきた。

三百万坪は即ち一万町歩(二万坪)の広さである。この地区の官林の千歳側が開放されたのは大正初期らしく、大谷由三郎や宮本宮七が指定人札者となり払い下げを受けた。

千歳の農家が造材の山子になって冬には三百万やサンナシ沢で稼いだ。中村敬次郎は「着陸場ができたころ、まだ六歳だったが、私の家のそばだったのでよく覚えてます。私の家は炭焼きでした」とサンナシの沢の周辺で木炭を焼いていたことを述べている(註 十四)。

北岡吉太郎は恵庭寄りの山で炭を焼いていたが、木がなくなると大正七年から三百万に移動した。そこは美沢川の支流と思われる沢で、地区

のほぼ中央に位置し、狐沢と呼ばれていた。現在の泉沢最上流に近い地点で、枕木をとった残山であった。

そこには雑貨店が一軒あった。取引きは千歳市街で行われた。大正七年測量の五万分の一地形図に、当時の炭焼きの家らしい七軒の記号がある。三百万の木を切りつくすと、大正九年吉太郎は、その東の工藤牧場の立木を買って寮を移し、製品は早来を経由して鉄道で札幌へ出荷した。千歳側の三百万の木は、大正七年から大正十年の間に炭に焼きつくされた。專業の炭焼きは、一部はこの年開放になった苦小牧側の三百万に移動したとみられる。この三百万は、農業振興策の一環として自作農創設の目的で入植させたものである。一戸平均四万五千坪が与えられた。

ここに入植したのは、美々の共有地から来た人が多かった。物資は千歳から移入され、信用購買組合をつくっていた。用材や木炭も千歳との取引きであった。

大正十二年に特別教育規定の適応をうけて「三百万坪特別教授所」が設置された。一時は二十数戸にもなつて賑やかであったが、数年で木を伐りつくすと人々は去つた。

当時は、検査も受けず出荷していたが、品質の低下、包装の不備、量目の不足などを招いていた。大正十三年十二月、胆振、日高の薪炭業者が集まり、胆振日高木炭同業者組合を設立し、十四年九月から木炭の検査事業を開始した。昭和三年、千歳郡を同組合検査区に編入し、木炭検査事業を行い、品質の改良、包装、量目の統一をはかつてきた。昭和五年、北海道木炭同業組合聯合会が結成し、同六月一日をもって検査業務を移管している（註十四）。

昭和十三年五月頃、木炭は需要の増大とともに前年に比し約四割価格が騰貴した。政府は道庁を指導し価格を押え、引き下げる方針をとつた。

同年八月、中央物価委員会は木炭の価格統制を行い、主要消費地別に価格を決めたが、それでも前年より三割高になり、生産地から遠い地方に出まわらない恐れがあった。そこで木炭配給調整会を結成、配給の円滑化を図つた。

八・戦中

昭和十一年、村には四百六十一・四四の村有林があった（表三）。戦時中、薪炭用材の不足に悩む製炭業者のために、しばしば村有林の立木払い下げが行われた。昭和十四年六月二十日、千歳字アウサリの村

	名 称	面 積	備 考
村 有 林	学 田	169.37ha	
	アウサリ	106.46ha	
	マ マ チ	185.64ha	
計		461.47ha	

表-3 村有林の名称と面積

有林内、十九・五の闊葉樹立木（幼齡樹）八百四十八立方^六六九五を村は大蔵長蔵と売買契約した。伐採及び処理の期限は翌十五年五月三十一日迄であったが、千歳海軍航空隊の設置に伴う施設工事などのため人夫不足になり、十五年五月十二日、長蔵は同年七月三十一日迄延期するようお願いしている。木炭増産について同年、石狩支庁は次のとおり通達した。

石林第七九六号
昭和十五年八月九日

石狩支庁長

町村林製炭原木伐採一関スル件

本月八日石支第九〇号ヲ以テ通知致候昭和十五年度
斫伐箇所二対シテ八木炭増産上速ニ売払処分相成度

追而売払八從來ノ縁故製炭者ニ特売相成様致度申添候

村役場は八月二十日、從來の焼き子である水本清次、大田十太郎、大蔵進に本件に關しての出頭を求め、また九月六日、阿宇砂里第一農事実行組合長松本賢治と同第二農事実行組合長武田菊五郎にも出頭を要請した。

同年十一月一日、両農事実行組合とアウサリ団地の村有林内四十四町二段一畝の立木闊葉樹(幼齡樹)一万千六百七十二石二斗の売買契約をした。製炭のためこの地域に窯を築くことを認めた。

同時に同様の条件で、千歳村字コムカラ一四三一番地の村有林二町三段、立木闊葉樹(皆伐)千百三十五石五斗を、村はコムカラ部落聯合会長本田豊次郎と売買契約をした。

木材の原木はナラ、アサダ、カバ、イタヤ、サクラ、ヤチダモなどであつた。

当時の村の木炭の採用市価は、黒炭槽一等四円二十三銭、二等四円、黒炭一等三円八十五銭、二等三円六十三銭、三等三円二十五銭、等外二円四十三銭であつた。

昭和十四年十二月、農林省令「木炭配給統制規則」により、生産と消費の道府県を指定区分した。農林省告示に、北海道は生産地とされ、移出先として宮城、秋田、埼玉、東京、神奈川、新潟、富山、石川などの府県が指定された。

戦争のため鉱工業用、自動車用に木炭の消費が増え、政府はこれに対処するため昭和十五年度から、生産目標を決め、各道府県へ木炭・薪・ガス発生用薪の生産割当を行った。

昭和十五年七月、農林省令「新炭材需給調整規則」が公布され、地方公

共団体、生産組合、農事実行組合その他の団体が、木炭生産用の薪炭材を取得しようとするときは、もし供給者との協議が不調であれば、地方長官が裁定し得ること、またさらに必要があれば新炭林所有者に立木の譲渡その他を命令できるなどを規定した。

昭和十六年度から、移出木炭は全部政府買い上げ対象となり、十六年六月、札幌に農林省の木炭事務所が設置され、この買い上げ事務を取り扱った。

町有林の第一期施業計画を実施中であつた千歳町は、普通木炭およびガス発生用木炭の増産奨励に於いて、町有林の伐採地区と伐採量の拡大の必要があつた。第一期施業計画の改定予定の昭和二十年度を迎えるのに先立つて、そのため、町有林ママチ団地の施業の変更を同年九月次の事由書を副えて申請した。

変更事由書

一・変更ヲ要スル事由

千歳町ニ於ケル民有林野面積約一萬二千町歩内天然生林地約八千町歩ヲ有シ木炭増産目標年額八万四千貫ナルモ逐年減産ノ傾向ニアリテ甚タ遺憾トス

適々時局ニ鑑ミ御方針ニ基キ町有林ハ率先シテ原木ノ供出ニヨリ普通木炭並ニ瓦斯用木炭ノ増産其ノ範ヲ示スハ甚ダ機宜ヲ得タルモノナリ而シテ原木供出ニ關シ第一期施業計画中ニ之ヲ求ムルモ生産保続上敢テ文障ヲ来サズ只伐採地区及伐採量ノ変更ニヨリ目的達成ニ寄与セントス

二・伐採地区の選定

町有林中ママチ団地一八五六一階八第四年度(昭和十四年度)以降第十年度(昭和二十一年度)ノ七年間ニ毎年伐採率五〇%施業ナルモ蓄積小ナ

ル丘陵ト大ナル沢面トヲ併セ毎年伐採スベキ計画ニシテ林利増進上甚ダ不利ナル方法ナルヲ以テ之ヲ地況林況並ニ施業上ヨリ考慮シ伐採地区ノ変更ヲナサントセリ

原案採積 三、六八九³m(五〇%伐採)

変更案伐積 五、八九七³m(主 伐)

三・伐採木選定ノ方針

本団地八櫓、アサダ、カラスギヲ合シ本数並ビニ材質ハ全林ノ約四〇%ニシテ其ノ他ハカバ、イタヤ、サクラ、ヤチダモ等ニシテ矮林作業ニ適スル

故ニ矮林作業当リテ直径四cm以下ヲ残存シ第二次林ノ構成ヲ促シ夫シ以前ノモノヲ伐採セントスルモ町有全林ノ輪伐期ニハ影響大ナラズ

四・伐採林ノ措置

本団地ニ於ケル伐採予定八第四年度ヨリ(昭和十五年度)始マルモノナリシガ不實行ナリシタメ昭和十七年度ニ於テ三ヶ年分ヲ伐採予定シ其ノ後八年次計画ニヨリ施行セントスルモノナリ

又伐採量三ヶ年分約五〇%ハ普通木炭ニ残リ瓦斯用木炭原木トシテ供出セントスルモノニシテ残年分ハ普通木炭原木ニ供出シ木炭増産ニ寄与スルヲ適当トス

「木炭配給統制規則」は、十八年五月に廃止され、「物資統制令」により、「薪炭配給制規則」が公布され、木炭のほか普通薪、ガス薪も統制された。道は十九年八月、通牒「薪炭生産機構活動推進ニ関スル件」、および終戦間近の二十年七月の通牒「製炭実行組合ノ整備強化ニ関スル件」などにより、製炭実行組合を生産の母体とするよう改組し、一町村一組合に整備して指導督励に当たったが間もなく終戦となった。

十・焼き子

大正六年の記録では、薪炭の専業戸数は百三十一戸、兼業戸数は百三十七戸だった。兼業は農家の農閑期などにおける副業的自営によるものであった。

製炭業者は焼き子と呼ばれる人を雇っていた。

製炭業者が、炭焼きに用いる山、多くの場合は立木を購入し、その場に焼き子と呼ばれる炭焼きの職人が入り、炭窯、炭焼き小屋を作り、炭を焼いた。食糧、日用品にいたるまで製炭業者が仕込みを行い、生産した木炭は製炭業者に納め、賃金を貰っていた。

さらに、その山林で炭焼きが終わると、業者が準備した別の場所で炭を焼いた。これは林道が整備されていないことや薪炭材の運搬が困難であったため、薪炭が確保できる場所に炭窯を作るほうが効率的であったためである(註 十六)。

十一・搬送

生産された薪炭は業者によつて集荷された。馬で千歳に運ばれ多くが千歳の川船で江別に出荷された。

明治三十一年六月、石狩川漕運(株)が江別から千歳間の定期航路開設の試験を行う。

「千歳方面からの木炭の搬入は、三十年以降、川船が定期的に行きかうほど活発化する。例えば、四十四年の「江別村勸業統計」によると、千歳・漁方面から江別への木炭の搬入は、二十二万六千貫、追分・栗山方面からは十四万八千貫を搬入する。うち江別での消費高は、二十四万八千貫、残りは貨車で江別駅から小樽方向に送られ」とされる(註

は裏街道となり衰微していった。
 鉄道が開通すると、札幌本道は日を追って往来者は少なくなり、千歳村

区域(市場)		種別	出廻量	単価	産出地
小樽	小樽区	黒炭	6,720,930 貫	67 銭	(安平)3,000,000 (千歳)362,860 (由仁)375,000
		白炭		-	(厚真)2,499,000 (沼貝)129,250 外
室蘭	室蘭区	黒炭	1,744,250 貫	65 銭	(苫小牧)624,000 (安平)500,000 (白老)442,550 (輪西外)195,700
	厚真伊達	黒炭	620,000 貫	30 銭	(厚真)自村輸出差引 450,000 (伊達)138,300 (社警) 31,700

表-4 林産物(木炭)出廻実績(明治40年調『増補厚真町史』)

十七 表(四)。

また「江別からは砂糖、酒、反物、醤油、縄などの日用品が運ばれ、千歳方面からは木炭」が運ばれた(註十八)。

大正十五年の北海道鉄道札幌線が開通したが、この鉄道の運賃は国鉄の二倍半と高く、しばらくは川船が輸送に利用された。

十二・まとめ

入植時には、木材は燃料と家屋建築用以外に利用の途がなく、耕地が作られる過程で森は次々に焼き払われた。開墾が目的であったから、巨木を伐採し、積み重ね焼却していった。

明治二十三年、「官有森林原野および産物処分規則」が設けられ、これは森林資源をもって事業にあたらうとするものに林産物の特売契約を認めたものだった。三井物産は、二十五年には十一万本の枕木を清国に輸出している(註十九)。

その後、道内各地の鉄道の敷設、都市化に伴う建築材の需要がたかまり、枕木、角材、製材は年とともに産額を増加していった。

明治二十五年、室蘭 岩見沢間に北海道炭鉱

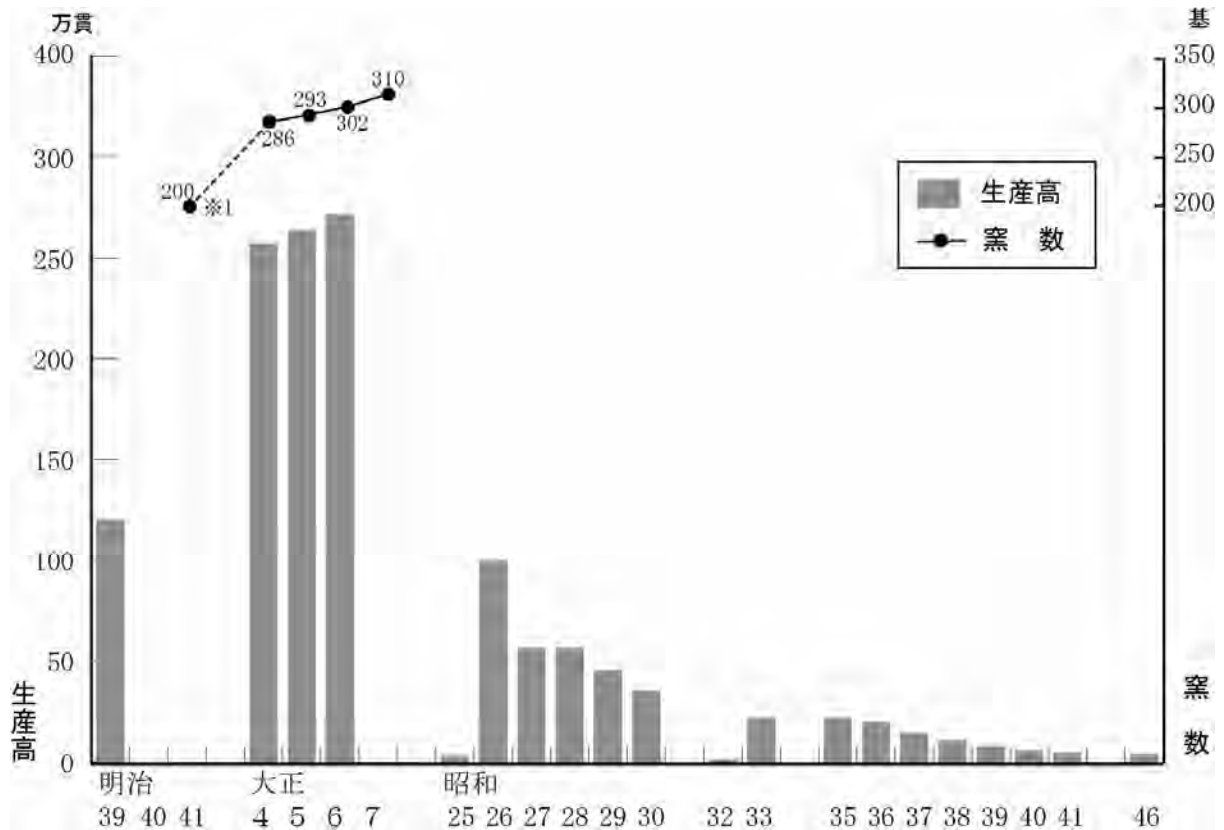


図-6 千歳の薪炭生産額と炭窯数
 1 千歳外三村村費賦課額(明治41年)「炭窯割」の予算から

当時、安平村は道内の「木炭需要の約四割を占め、本道木炭業者の首位でその一翼を担っていた」。明治四十四年六、七月室蘭線早来付近での連日の大雨で炭窯が損傷し、例年の過半に達せず札幌・小樽の木炭相場が二倍の価格に大暴騰した（註二十一）。

第一次世界大戦中の国内工業の興隆とともに札幌、小樽、江別などの人口の増加により家庭暖房用の需要が高まり、千歳の木炭の生産量が増加していた。江別、小樽方面の輸送が水運や鉄道が整備され、千歳との物流量が増加していた。大正四、六年にかけて木炭生産の最盛期を迎える（註二十一 図六）。

明治四十一年の千歳外三村の村費賦課額には炭窯割の項目があり、一基につき一円二十銭が賦課されている。薪炭業に携わる人は人口の十九分、税金は村税の二十八分を占め、薪炭の占める割合はきわめて高かった（註二十二）。

大正六年には、専業炭焼き百三十一戸、兼業百三十七戸の合計二百六十八戸、窯数が三百二を数え、八百三名が従事している。木炭収入は二十七万八千八百円である。この頃、農家戸数は六百五十九戸、農家収入の五十九万三千二百二十七円と比較すると、農家一戸当たりの収入を上回っていることを示している（註二十三）。

明治から大正にかけて、薪炭業は農業以外めばしい産業のない千歳の主要な産業のひとつになった。

大正八年の千歳は、山林の面積は十四万八千四百四十三反三百一十歩で、村の面積の五十分強を占めている。このうち七千三百二十三反百八歩の民有地を除くと御用林などの官有林であった。

千歳において木炭産業が隆盛したのはこうした広大な森林が広がり、炭材としてナラ、カシワ、イタヤなどの広葉樹が豊富であったこと、官

有林の売り払い等による大量の薪炭材の入手が可能であったことがあげられる。

千歳における炭焼きは、第一次世界大戦や札幌、小樽の人口増などの社会変化を背景に生産量を飛躍的に増加させ、大正六年には、生産数量二百七十一万八千貫と道内有数の生産を見ている。しかし、資源の乱材から薪炭材の減少、枯渇が顕在化し、村にしばしば村有林の薪炭材の払い下げを陳情するようになる。薪炭材の減少が生産量の減少につながり、やがて産業としての役割も小さくなる。

その後、北海道はストーブが普及し、薪、石炭、石油へと燃料需要が変化し、木炭需要は急速に低下していく。

昭和四十六年を最後に、『要覧ちとせ』の統計から木炭の生産高は姿を消した。最終統計は昭和四十五年十二月末現在、一年間十四万三千四百四十キログラム（三万七千四百二十四貫）だった（註二十四）。

現在、千歳には炭窯は協和に塚辺毅所有の一基と幌加の明石一高所有の二基の計三基あるのみである。（文中敬称略）

追記 千歳市に炭焼きに関する多くの資料が残されていた。『増補千歳市史』を執筆した長見義三によって取材、収集されたものである。これらは『増補千歳市史』に掲載されることなく長く書庫に埋もれ、日の目を受けることはなかった。今回、充分なものでないが何とか形にできたことを、『増補千歳市史』の編さんに携わったものとして安堵している。

註

註一 西連寺健 昭和五十八（一九七八）年 「第四節 産業史」『苗別川流

域における考古学的調査』千歳市文化財調査報告書 一三〇―一三八頁

註二 玉虫忠義 安政四(一八五七)年 『入北記』

註三 柳沢文敬 平成十七(二〇〇五)年 「緑の北海道開拓」十六頁

註四 明治三十五年五月、東京の桜組郷土会社が安平村早来(日本一の規模の製皮工場の建設に着手、翌三十六年八月、製皮用のタンニンエキス製造を開始した。その原料であるカシワの皮を、早来をはじめ、千歳、恵庭などから求め盛業をつづけた。千歳村ではアウサリ、コムカラなどから原料が集められた。桜組はまたアウサリ地区に牧場を開いた。日露戦争後タンニンエキス需要が減少した。明治四十年四月、工場はそのまま日皮革株式会社が桜組みから引きつぎ、工場名を同社の早来製皮所と改称した。しかし、周辺に原料が尽きると早来の工場を閉鎖し、十勝国池田に工場を新設し移転、四十四年十一月製造を開始した。桜組牧場は、大正九年、室蘭の利根五郎兵衛がこれを買ひ、小分して売った。

註五 河野常吉 大正十一(一九二二)年 聞書『胆振国』

註六 千歳村 明治三十九(一九〇六)年 『千歳外三ヶ村沿革史』

註七 更科源蔵 昭和四十四(一九六九)年八月 「木炭」『千歳市史』四七〇―四七三頁

註八 神出杉雄 平成十(一九九八)年 「長都昔話、農村風景の一段面」『千歳を知る 二十周年記念誌』 四八―五五頁

註九 長見義三 昭和五十七(一九八二)年十月 「ただいま一基、千歳市内の炭がま」『千歳市広報No.631号 市史つれづれ第二十二回

註十 長見義三 昭和五十三(一九七八)年十月 「学田団地 千歳村教育所を育てるために」『千歳市広報No.583号 市史つれづれ第六回

註十一 註十に同じ

註十二 川越一雄 昭和六十三(一九八八)年 「第一特科団見学」『千歳を知る 十周年記念誌』 一二五―一二七頁

註十三 千歳民報社 昭和五十四(一九七九)年六月二十五日 「幻の小学校やつと日の目」

註十四 『鍬振う村人の夢ここに舞う』平成八(一九九六)年九月 三頁

註十五 堀江敏夫 昭和五十(一九七五)年 「四 製炭事業」『苫小牧市史・上巻』 一七七―一七八五頁

註十六 松本拓 平成十七(二〇〇〇)年三月 「物資移送器具の民族考古学 岐阜県飛騨市宮川町の橇・車・背負梯子・背負籠から」『人類誌 週報二〇〇五 飛騨山峡の人類誌・遺跡資料の人類誌』 三三―四六頁 首都大学

註十七 藤倉徹夫 平成十七(二〇〇五)年 「江別川は生活道路」『新江別市史・本編』 二二〇―二二三頁

註十八 註十七に同じ

註十九 註三に同じ

註二十 厚真町 平成十(一九九八)年 「第二節 林業」『増補 厚真町史』 二二八―二三二頁

註二十一 註十七に同じ

註二十二 千歳村 大正八(一九三三)年 『千歳村ノ状勢』

註二十三 註七に同じ

註二十四 註九に同じ

文献

千歳市史

増補千歳市史

樋口清之 平成五(一九九三)年 『木炭 ものと人間の文化史七一』

『新千歳市史』編さん進捗状況

編集委員会の設置と通史（上巻）の執筆を依頼

『新千歳市史』の具体的な編集作業を進めるため、千歳市史編さん委員会条例を改正し、「千歳市市史編集委員会」、「千歳市史編集委員会専門部会」を加え、付属機関としての位置づけを明確にした（平成十八年五月一日施行）。

そして平成十八年十月十八日、五名の編集委員と二名の専門部員が任命され、市長から委嘱状が手渡された。

同日の第一回編集委員会において、委員長に札幌大学教授の桑原真人氏、副委員長に元千歳市代表監査委員の鴨林豊一氏が選任された。その後、通史上巻の編別構成や各項目などについて協議され、各分野、執筆体制などについても検討がなされた。

本年五月には、第二回編集委員会を開催し、通史上巻の執筆体制、執筆者について決定。また、下巻の編別構成・項目についても協議を行った。

その後、二十六名の執筆予定者に執筆を依頼し、承諾を得たところである。

今後は、上巻の執筆者との調整を行うとともに、下巻の内容・執筆体制、執筆者について協議を進めていく。

千歳市史編集委員会の設置

一・設置目的

新千歳市史の編さん事業の円滑な推進

二・設立年月日

平成十八年十月十八日

三・構成員

・委員長 桑原 真人（札幌大学教授）

近代史（経済・社会）

・副委員長 鴨林 豊一（元千歳市代表監査委員）

政治・教育

・委員 田端 宏（北海道教育大学名誉教授）

古代・近世史

・委員 鶴丸 俊明（札幌学院大学助教授）

考古学

・委員 久原 直利（千歳市教育委員会）

自然

・専門部員 田村 俊之（千歳市教育委員会）

考古学

・専門部員 守屋 憲治（千歳市教育委員会）

近代史

あとがき

明治という時代がなければ私は津軽の山のなかで百姓をしていたかもしれない。曾祖父がこの地に来たのは明治の末のことである。東北地方の凶作、一方北海道は官林に殖民地選定を施行し、選定面積が激増していた。世は沸騰し、曾祖父は弟とともに北海道に渡り住み着いた。津軽の下級士族の息子がどのような目的でこの地に来たかはよくわからない。

明治二十五年、北海道鉄道の室蘭線が開通すると札幌本道の旅人は減少し、まったく裏街道になった。当時の千歳は、人口三千人程度の、人の行き来も疎らな寒村だった。大正十五年の北海道鉄道札幌線の開業までめばしい出来事は見当たらない。

辿り着いた先の千歳は、農業生産力は低かった。これは地表を厚くおおう樽前山の火山灰によるのだが、しかし、それに変わる仕事はなかった。

祖母の話によると、現在の青葉公園敷地の西につづく、千歳川とママチ川に挟まれた丘陵は、明治時代に福島県出身の代議士吉野周一郎が払い下げをうけ牧場を経営したが、曾祖父は当初ここで働いていたらしい。造林の傍ら牛を飼育していた。大正になつて札幌の伊藤組に譲渡されてから、この山で枕木をとったあと製炭が行われるようになった。

それに前後して曾祖父は内別川流域に、幾つかの窯を造り幾人かの焼き子を雇い薪炭を焼いていた。

焼いた木炭を馬車で集荷し、運搬する生活をしていたらしい。こうした薪炭業に携わる人が、大正の頃には千人近くにはぼつている。

この地は零下数十度になることも珍しくなかった。内地から来た人間がかつて経験したことのない、過酷な現実があった。開拓者は本州同様の家を造り、炉を作った。暖は炭で採った。開拓者は本州の風習風俗を北海道に移植するための運搬者になった。

開拓当初、本州のあらゆる価値体系が北海道の前では無力だったが、寒さを克服するため家の構造や暖の採り方を改めようとする人は少なかった。木炭による暖が一般的だった。

薪炭業は、千歳の人にとつて取っ付きやすいものだった。広大な森林が広がり、炭材としてナラ、カシワ、イタヤなどの広葉樹が豊富にあった。この目の前の資源をどのように加工するか、資金力の豊富なものは製材業者になり、少ないものは製材の払い下げをうけ炭を焼いた。

官有林の製材の売り払いによる大量の薪炭材の入手が可能であった。第一次世界大戦や札幌、小樽などの都市化もあつて薪炭業は盛業した。

開拓は入植地や気候などさまざまな要因に左右された。人間として尤^{まづ}たるものが成功するとは限らない。事前に入植地について充分調査せず単独に入植することが多かった東日本からの入植者の定着率は低い。曾祖父もそうした一人だったのか。(編集子〇)

志古津 6号

『新千歳市史』機関誌

平成十九年七月三十一日発行

発行 千歳市

千〇六六 八六八六

北海道千歳市東雲町二丁目

編集 千歳市総務部主幹

市史編さん担当

〇二三(一)四三三三

内線四〇一

印刷 千歳印刷株式会社

本誌の内容は、千歳市ホームページでも見ることができます。

<http://www.city.chitose.hokkaido.jp>
メインページ 「教育と文化」 文化財・歴史